



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
1		人権・同和教育研究指定事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るため、県内幼稚園園主または認定こども園の園長を指定し、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	令和3年度実施状況 ◎研究指定園 ○茨田市立石見幼稚園(令和3年度) ○研究主題 ～仲間とつながり合う幼児の育成～ ～互いの思いを出し合える集いの場を通して～ ◎PTA研修 6月12日(土) 人権プログラム 訪問指導 6月16日(水)、10月21日(木) ◎実践発表会 11月10日(水) 参加者51名 ◎「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月7日(金) 講義・演習 参加者50名	実践モデル園は仲間とつながり合う幼児の育成～互いの思いを出し合える集いの場を通して～をテーマに、園児一人一人を大切にしながら保育実践を行い、意欲的に研究に取り組んだ。 ・2回の園内研修と事例研修を行った。実践発表大会は市内職員を対象とした研修とした。 ・研究の成果を普及、周知するため次年度以降の就学前人権教育講座等で取組を報告する機会を予定している。	◎実践モデル園 ○松江市立たまゆ幼稚園(令和4年度) ・訪問指導 6月9日(木)、10月18日(火) 事例研修 8月23日(火) ・実践発表会 11月8日(火) ◎「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月9日(月) 講義・演習
2	②初等中等教育	人権教育に係る学校訪問 (人権同和教育課)	県立高等学校及び特別支援学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべてを訪問し、意見交換及び指導・助言を行い、各学校における人権教育の一層の推進を図る	令和3年度実施状況 ◎訪問時期:6月～2月 ◎訪問先:県立学校、私立中・高等学校のすべて ◎内容 ・子ども支援の取組に係る協議:すべての訪問先で実施 ・研究授業及び教職員研修 ※協議のみの学校訪問のうち一部の県立学校には、教育指導課子ども安全支援室指導主事とともに訪問(該当校は7校)。	・訪問を通じて本県の目指す人権教育を普及するとともに、各学校の実態把握の状況や取組についての協議を行い、実態に即した取組のあり方や研修の進め方について助言等を行った。 ・教職員研修も実施する学校では、それぞれの学校の実態やニーズに即した研修を計画し、進捗保障の理念に基づいた取組につながる研修を行うことができた。今後継続して取組を進めていく必要がある。	◎訪問時期:6月～2月 ◎訪問先:県立学校、私立中・高等学校のすべて ◎内容 ・子ども支援の取組に係る協議:すべての訪問先で実施 ・研究授業及び教職員研修
		人権同和教育推進体制 支援事業 (総務部総務課)	人権同和教育推進教員の人事費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	令和3年度実施状況 県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	人権同和教育推進教員の人事費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成
		人権・同和教育研究指定校 支援事業 (人権同和教育課)	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から学校を指定し、人権・同和教育の実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	令和3年度実施状況 ◎研究指定校 ○松江市立第一中学校(令和2-3年度) ・研究発表会 11月18日(木) 校内発表会 ○川本町立川本小学校(令和2-3年度) ・訪問指導 6月14日(月)、10月7日(木) ・研究発表会 12月2日(木) 校内発表会	・研究指定校は児童・若者づくり、人間関係づくり、(連携)体制づくり、環境づくりなどの分野で意欲的に研究を進め、児童生徒一人一人を大切にした教育実践が行われた。 ・研究指定校による研究発表会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、校内発表会としました。 ・研究指定校が取り組んだ実践については、研究発表会や研究紀要、ホームページ等で紹介する機会を設けた。指定が終了した後も、研修全ての実践発表等、様々な機会を捉え、研究成果を発信できるようにしていく必要がある。 ・次年度より小・中学校各1校の隔年2年指定とする。	◎研究指定校 ○雲南市立加茂中学校(令和4-5年度) ・研究指定に係る学校訪問 6月14日(火) ・訪問指導 11月16日(水)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
2		人権教育実践モデル校事業 (人権同和教育課)	人権教育実践モデル校を指定し、人権教育推進と教職員集団の人権感覚を涵養するための具体的な実践を行い、その成果を公表	◎実践モデル校 ○隠岐島前高校(令和3・4年度) -訪問指導 7月9日(金)、10月18日(月) ○出雲養護学校(令和3・4年度) -訪問指導 6月28日(月)、7月16日(金)、10月22日(金)、12月13日(月) ○内容 ・実践に係る協議 ・教職員研修 ・授業研究等	・「進路保障」を柱とした人権教育推進と教職員集団の人権感覚を涵養するためには、県が指定した人権教育実践モデル校に積極的に関わり、具体的成果を公表して、各高等学校、特別支援学校の取組が進められるよう、支援を行う必要がある。	◎実践モデル校 ○隠岐島前高校(令和3・4年度) -訪問指導 7月11日(月) ○出雲養護学校(令和3・4年度) -訪問指導 7月14日(木) ○内容 ・実践に係る協議 ・教職員研修 ・授業研究等
		高等学校等地域別人権教育研究事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の要請に即した人権教育の推進・充実を図るため、島根県高等学校等の人権同和教育研究協議会に人権教育実践上の諸問題についての研究を委託	◎常任理事会 ・第1回常任理事会(5月28日) ・第2回常任理事会(7月12日) ・第3回常任理事会(1月24日) ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施。 ○総会及び研究大会 ・地区理事会に合わせ、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。 ・地区理事会に合わせ、7ブロックそれぞれでの地区理事会を実施予定。 ○総会及び研究大会(11月15日) 紙面開催 ・総会及び研究大会(11月2日)	・各学校がそれぞれの地域で連携協力しながら、人権教育の諸問題の改善向上を図るために、定例の常任理事会や地域ごとの研修会が実施され、積極的な情報・意見交換を行うことができた。 ・島根県高等学校等学校・特別支援学校地域別人権教育研究協議会主催の研究大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため紙面開催となった。 ・事務局長の学校が中心となり、今後も事業を継続し、各地域での取組を進めていく。	○常任理事会 ・第1回常任理事会(5月19日) ・第2回常任理事会(7月8日) ・第3回常任理事会(1月27日) ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。 ○総会及び研究大会 ・地区理事会に合わせ、7ブロックそれぞれでの地区理事会を実施予定。 ○総会及び研究大会(11月2日)
		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	◎研究指定校 ○松江第一中学校(令和2・3年度) ・研究発表会 11月18日(木) 校内発表会 ○川本町立川本小学校(令和2・3年度) ・訪問指導 6月14日(月)、10月7日(木) ・研究発表会 12月2日(木) 校内発表会 ◎「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月7日(金) 講義・演習 ・参加者50名	・新型コロナウイルス感染症の拡大予防のためPTA活動が制限され、十分な活動を行うことができなかった。 ・実践については、各校の研究発表会の中でも、学校とPTAの両方の取組を充実してもらうなど、成果の波及と発展を上げることが求めらるようになった工夫が必要である。 ・指定PTA連絡会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうよう各PTA連合会に依頼して募集を行う。	◎研究指定校 ○島根県立加茂中学校(令和4・5年度) ・研究指定に係る学校訪問 6月14日(火) ・訪問指導 11月16日(水) ◎「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月9日(月) 講義・演習
3	③高等教育機関等	県立大学、短期大学における人権教育の推進(総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	高根県立大学出雲キャンパス 1年次、2年次生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「キャンパスハラスメント」について) (実施日:令和3年4月2日、参加人数:235人、対面実施) 高根県立大学出雲キャンパス 1年次、2年次生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「家・育児は「女」の仕事?」) (実施日:令和3年7月12日～26日、参加人数:238人、オンライン配信) 高根県立大学短期大学部・高根県立大学松江キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「インターネット・SNSにおけるネットモラル」) (実施日:令和3年6月23日～30日、参加人数:262人、オンライン配信)	各キャンパスごとに新型コロナウイルス感染症の感染状況を身ながらオンライン配信も活用するなどして、全てのキャンパスで研修を実施することができた。最近の課題となっている事柄について研修を受けることにより、人権問題への理解を深め、人権意識の意識向上と啓蒙を図ることができた。今後も引き続き、感染状況等を見つつ、開催方法を工夫しながら人権教育・啓蒙に関する研修会等を実施していく。	高根県立大学出雲キャンパス 1年次、2年次生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「性同一性障害、キャンパスハラスメント」) (実施日:令和4年4月1日、参加人数:257人、対面実施) 高根県立大学短期大学部・高根県立大学松江キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施予定(テーマ:「インターネット上の人権侵害について(近年の法改正などの動きも含めて)」) (実施予定日:令和4年6月29日、1～2週間のオンライン配信も予定)



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
5	人権啓発事業 (人権同和対策課)		イベントや媒体広報など 朝しみややすい啓発活動 の実施	<p>令和3年度実施状況</p> <p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根県サノオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスポンサーとして啓発活動を実施 日時:12月19日(日) 場所:松江市総合体育館 入場者数:1,775名 (2)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、浜田市立中央図書館での啓発パネル、人権 啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 (3)街頭啓発活動 啓発チラシ、啓発物品配付等 日時:12月7日(火)10:00～11:00 場所:ゆめタウン浜田 (4)Web講演会「インターネットと人権」 配信期間:12月4日(土)～17日(金) 講師:今度 珠美さん(鳥取県情報モラルエデュケーター、 法務省人権擁護委員) 視聴者数:209名</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2021 日時:10月24日(日) 場所:豊南市加茂文化ホール ラメール 内容:作文朗読、展示等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ☆代啓事業 ①児童・生徒学習用の啓発パンフレットを作成し、学校・公民館等への 配付 配布先:737箇所 ②人権啓発動画制作、YouTubeでの配信 ③人権啓発ポスター制作、市町村、ショッピングセンター、銀行等へ配 付 (2)人権を考える県民のつどい 10月24日(日) 豊南市 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため対面での講演は 中止し、Web講演会を実施 演題:ママ世代の子どものどう向き合うか ～おとなの知らない子どもの世界～ 講師:石川 結貴さん(作家/ジャーナリスト) 配信期間:10月22日(金)～28日(木) 視聴者数:300名</p>	<p>前年度までの成果、今後の目標等</p> <p>県立図書館など県内各地で啓発展示を行 い、多くの来館者へ啓発ができた。</p> <p>全場で開催したアンケートでは、9割以上の 回答者が人権課題への関心や意識を高める上 で役立つと考えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来 場者が多く、親子で人権について考えてもら うことができると、効果的な啓発ができると考 え、今後も継続して実施していく。 Web講演会については、SNS等のインター ネット上での人権侵害が問題となっている中 で、情報モラルや人権に関する正しい知識を 持つインターネットを利用することについて情 報提供を行うことが出来た。県民の関心の高い テーマでもあり、今後も研修等で取り上げる必 要がある。</p> <p>R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感 症のため中止となった。 様々な人権問題を理由とする偏見や差別を 解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権 を身近なものとして考えてもらう機会として重要 な事業であり、Web参加等も検討し、工夫して 開催する。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根県サノオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスポンサーとして啓発活動を実施 (2)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、浜田市立中央図書館での啓発パネル、 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 (3)街頭啓発活動 啓発チラシ、啓発物品配付等</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2022 新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施予 定 日時:10月16日(日) 時間は調整中 場所:豊南市加茂文化ホール ラメール 内容:人権啓発ポスター・コンクール表彰式、展示等</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい 日時:10月16日(日) 場所:豊南市加茂文化ホール ラメール 演題:(仮)唐待の淵を生き抜いて 命の鼓動 講師:島田 妙子さん (一財)児童虐待防止機構オレンジGAPO 理事長等</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
5		人権・同和教育(PTA活動)育成事業(人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども同PTA連合会に研究実践を委託	令和3年度実施状況 (3)人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時:10月24日(日) 場所:雲南市加茂文化ホールラメール 内容:ワークショップ、啓発展示等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止  (4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和3年6月～9月 応募点数:1,239点  (5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布  4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等  5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等	前年度までの成果・今後の目標等 小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後とも継続して実施する。  研修時の利用案内の配布、HPを活用した周知等を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響でライブラリーの利用者数が減少しており、今後もライブラリーの感染対策の徹底やDVD・図書等の充実に向けて、利用促進を図っていく必要がある。  各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。  NPO等と連携して県民の人権意識を高める貴重な事業であり、今後とも継続していく必要がある。	令和4年度実施計画 人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時:10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホールラメール 内容:ワークショップイベント ・県民を対象とした講演会 テーマ:性的指向、性自認等(LGBT等) 日時、場所については未定  (4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和4年6月～9月  (5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布  4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等  みんなが学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:15団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等  ◎研究指定校 ○雲南市立加茂中学校(令和4・5年度) ・研究指定に係る学校訪問 6月14日(火) ・訪問指導 11月16日(水) ○実践モデル園 ○松江市立たまたま幼稚園(令和4年度) ・訪問指導 ○訪問指導 6月9日(木)、10月18日(火) 事例研等 8月23日(火) ・実践発表会 11月8日(火)  ◎「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月9日(月) 講義・演習

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
5		子どもと家庭電話相談事業 (青少年家庭課)	フリーダイヤルによる専用電話を設置し、専門相談員が子どもや家庭の問題について相談の対応	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 1月26日 13:30～16:00 オンライン会議19名出席 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布	
6	③指導者の養成、学習情報の提供等	人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日、出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場で3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月30日、7月6日、7月21日、8月3日 浜田市 聴取講座 8月31日、9月1日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) ※聴取講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月30日、10月20日、11月5日、12月6日 大田市 4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 5 人権教育公民館等関係者研修 11月9日 松江市 11月30日 出雲市 9月14日 大田市 10月7日 浜田市 10月28日 益田市 6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月29日 大田市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 講演内容を録画し、各団体に研修を実施 7 同和問題青年団体研修 12月4日 雲南市	1 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。H26年度から県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。R3年度の聴取講座は、新型コロナウイルス感染症予防のため、やむなく中止とし、公開講座のみテレビ会議システムを使用して実施した。 3 市町村から推薦された意欲的な受講者が多い、地域での実践につながる充実した研修となった。 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度はやむなく中止とした。 5 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が難しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。 6 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。R3年度は全体での研修会は実施できなかったが、研修内容を録画し各団体の研修で積極的に活用した。 7 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 聴取講座 9月1日、9月2日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月29日、10月18日、11月9日、12月1日 浜田市 4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月27日 出雲市 5 人権教育公民館等関係者研修 10月26日 松江市 11月16日 出雲市 11月22日 大田市 9月16日 浜田市 10月6日 益田市 6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市 7 同和問題青年団体研修 12月初旬 大田市

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
6		人権教育指導資料作成事業 (人権 同和 教育課)  視聴覚教育推進事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	人権教育に係る指導資料の作成などを通して、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。  視聴覚教材・機材を活用した学習方法を充実するため、各種にテオ教材・視聴覚教材の貸出	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。  視聴覚教材・機材の貸出についての広報の工夫、及び貸出教材や機器の充実を図ったが、コロナ禍により貸出数は伸び悩んだ。	・社会教育主事に「人権教育指導資料第2集(学校教育編)」の周知が進んだ一方で、社会教育の資料の発行を望む声もある。 ・社会教育における人権教育の理念をまとめる上で、よりどころとなるものがなく苦慮している。  ・学校や各種団体が取り組む人権教育の推進にもつながっているが、コロナ禍により利用数が増えない。貸出機器や教材の質を維持し、今後に備えていく。	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。  ・社会教育関係者のニーズに合った書籍、教材等の整備を進め、活用をすすめる。



I 人権教育・啓発の推進  
2. 人権啓発

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
7	(1)企業等における人権啓発の推進	人権啓発講演会開催事業(中小企業課)	中小企業等の役員等に対する「人権啓発講演会」の開催	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: 若年性認知症の理解 3. 開催日: 令和4年2月5日 4. 場所: サンラポートむらぐも 5. 講師: 認知症の人と家族の会 島根県支部 代表 黒松 基子	性別・年齢・国籍などの様々な属性を受け入れ、多様性を活かすことを通じて、人権に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚につながることを目指す。企業が社会に果たすべき責任はますます重要となっており、公正な採用や人権問題の取り組みにより、差別のない明るい職場づくりも求められていることから、今後も講演会の開催を継続していく。	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: 未定 3. 開催日: 未定 4. 場所: 未定 5. 講師: 未定
		人権同和対策研修事業(中小企業課)	人権同和問題研修推進員研修会の開催	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日: 令和3年11月17日 ・テーマ: 「身近なところにあるセクハラ・パワハラ」 ・講師: 小村臨床心理士事務所 代表 小村俊美 ・場所: 島根県商工会館(松江市) 4. 参加者 21名	商工団体の同和問題研修推進員を対象とした研修を実施し、人権同和問題に関する意識の向上に役立てることができた。 今後専門家を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担ってもらうことにより人権教育・啓発を推進する。	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日: 未定 ・テーマ: 未定 ・講師: 未定 ・場所: 未定 4. 参加者 未定
		雇用促進事業(雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。
		人権問題啓発推進事業(農林水産総務課)	農林漁業団体の同和対策推進担当者等を対象とした研修会の実施	1 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組みめるよう、職場研修の中心である同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配付を行う。 (1) テーマ: ①「同和問題」は、いま！～「都府差別事業」の事例から考える～ ②「障がい者雇用について」 (2) 講師: ①島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 ②厚生労働省島根労働局職業安定部職業対策課 各公共職業安定所職員 2 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～11月 (3) 参加人数 207名(4地区合計)	・県内農林漁業団体の啓発担当者等の人権同和問題への理解を深めた。 ・今後、人権同和問題に対する理解促進に寄与するよう、継続的な研修会等を実施する。	1 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組みめるよう、職場研修の中心である同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配付を行う。 (1) テーマ: 検討中 (2) 講師: 未定 2 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～11月 (3) 参加人数見込み 約200人(4地区合計)
8	(2)地域社会における人権啓発の推進	人権啓発事業(人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田台庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示	県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田台庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
8				<p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業  (1)鳥栖スサノオマシック協賛試合における人権啓発活動  地元開催の公式戦会場ゲームスポンサーとして啓発活動を実施  日時:12月19日(日)  会場:松江総合体育館  入場者数:1,775名  (2)人権週間告知広報  ・県庁ロビー、浜田合同庁、浜田市立中央図書館での啓発パネル、  人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示  (3)街頭啓発活動  啓発チラシ、啓発物品配付等  日時:12月7日(火)10:00～11:00  場所:ゆめタウン浜田  (4)Web講演会「インターネットと人権」  配信期間:12月4日(土)～17日(金)  講師:今度 珠美さん(鳥取県情報モラルエデュケーター、  法務省人権擁護委員)  視聴者数:209名</p>	<p>会場を実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高めていると答えている。  スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えたりすることができると、効果的な啓発ができていることから、今後も継続して実施していく。  Web講演会については、SNS等のインターネット上での人権啓発が問題となっている中で、情報モラルや人権に関する正しい知識を持ってインターネットを利用することについて情報提供を行うことが出来た。県民の関心の高いテーマでもあり、今後も研修等で取り上げる必要がある。</p>	<p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業  (1)鳥栖スサノオマシック協賛試合における人権啓発活動  地元開催の公式戦会場ゲームスポンサーとして啓発活動を実施  ・県庁ロビー、浜田合同庁、浜田市立中央図書館での啓発パネル、  人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示  (3)街頭啓発活動  啓発チラシ、啓発物品配付等</p>
			<p>3 その他の啓発広報事業  (1)しまね人権フェスティバル2021  日時:10月24日(日)  場所:豊南市加茂文化ホール ラメール  内容:作文朗読、展示等  新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止  ☆代替事業  ①児童・生徒学習用の啓発パンフレットを作成し、学校・公民館等への配付  配布先:737箇所  ②人権啓発動画制作、YouTubeでの配信  ③人権啓発ポスター制作、市町村、ショッピングセンター、銀行等へ配付</p>	<p>R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となった。  様々な人権問題を理由とする偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権を身近なものとして考えってもらう機会として実施する。</p>	<p>3 その他の啓発広報事業  (1)しまね人権フェスティバル2022  新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施予定  日時:10月16日(日) 時間は調整中  場所:豊南市加茂文化ホール ラメール  内容:人権啓発ポスターコンクール表彰式、展示等</p>	
			<p>(2)人権を考える県民のつどい  10月24日(日) 豊南市  新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため対面での講演は中止し、Web講演会を実施した。  中止し、Web講演会を実施した。  演題:スマホ世代の子どもの向き合おうか  ～おとなの知らない子どもの世界～  講師:石川 結貴さん(作家/ジャーナリスト)  配信期間:10月22日(金)～28日(木)  視聴者数:300名</p>		<p>(2)人権を考える県民のつどい  日時:10月16日(日)  場所:豊南市加茂文化ホール ラメール  演題:(仮)虐待の淵を生き抜いて 命の鼓動  講師:島田 紗子さん  (一財)児童虐待防止機構オンラインCAPO 理事長等</p>	
			<p>(3)人権ユニバーサル事業  ・外国人の人権を考える集い  日時:10月24日(日)  場所:豊南市加茂文化ホール ラメール  内容:ワークショップ、啓発展示等  新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止</p>		<p>人権ユニバーサル事業  ・外国人の人権を考える集い  日時:10月16日(日)  場所:豊南市加茂文化ホール ラメール  内容:ステージイベント  ・県民を対象とした講演会  テーマ:性的指向、性自認等(LGBT等)  日時、場所については未定</p>	
			<p>(4)人権啓発ポスターコンクール  募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター  募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒  児童・生徒  募集期間:令和3年6月～9月  応募点数:1,239点</p>	<p>小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となり、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p>	<p>(4)人権啓発ポスターコンクール  募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター  募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒  募集期間:令和4年6月～9月</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
8		人権施策調整事務 (人権回和対策課)	人権教育や人権啓発に 関して、特に顕著な功績 のあった者に対し、知事 感謝状を贈呈	<p>令和3年度実施状況</p> <p>(5) 啓発資料整備・提供 ① 広報誌「いっしょ」の発行 ② ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③ リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村: 全市町村 内容: 講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数: 14団体 内容: 講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>研修時の利用案内の配布、HPを活用した周知等を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響でライブラリーの利用者数が減少しており、今後もライブラリーの感染対策の徹底やDVD・図書等の充実を図っていく必要がある。</p> <p>各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p> <p>県民の人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。</p> <p>R2. 3年度は実績なし。 近年減少傾向にあるため、要領の見直しを検討する。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>(5) 啓発資料整備・提供 ① 広報誌「いっしょ」の発行 ② ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③ リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村: 全市町村 内容: 講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>みんなが学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 委託団体数: 15団体 内容: 講演会、映画上映会、ワークショップ等</p> <p>人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 表彰対象: 未定 しまね人権フェスティバルで表彰</p> <p>※令和4年度中の要項改正を検討中</p>

I 人権教育・啓発の推進  
3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
9	①公務員	人権・同和問題職員等研修事業 (人権同和对策課)	行政関係者研修会の実施	令和3年度実施状況 1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 6～7月 8回 240人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催日及び参加人数 10月8日13人、10月15日24人、10月29日20人 合計57人 2. 地域別新規採用職員等・人権・同和問題研修会 8～11月 7回 471人	いづれの研修も、それぞれの職務・時期に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から取り組んでいるハンセン病療養所現地研修についても引き続き実施していく。	1 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 6～7月 8回 261人(予定) ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7月2回、11月1回 ※7月1日現在 7月87人、11月募集中 2 地域別新規採用職員等・人権・同和問題研修会 8～11月 7回 460人(予定) 3 LGBT等への理解を深めるための高担原職員ハンドブックの作成 内容: 県職員として知っておくべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等
			隣保館職員等の研修の実施	隣保館職員等前期研修会 日時: 1月11日 参加者数: 延43人 隣保館職員等後期研修会 中止	隣保館等職員との相成能力等の資質向上、隣保館の運営手法に係る情報交換、関係制度理解、専門知識の獲得のため有効であり、今後も実施していく。	隣保館職員等前期研修会 日時: 6月24日 参加者数: 延50人(予定) 隣保館職員等後期研修会 日時: 9月9日 参加者数: 延50人(予定)
		自治研修所研修 (人権課) (自治研修所)	自治研修所の階層別研修において人権・同和問題についての研修を実施	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能業務職) 受講者数: 県職員177人、市町村293人 2. 一般職員第II課程研修 受講者数: 県職員82人、市町村105人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数: 県職員48人、市町村40人 4. 管理監督者第I課程研修 受講者数: 市町村153人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数: 県職員109人 6. 新任課長研修・管理監督者第III課程研修 受講者数: 県職員75人、市町村104人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施に努める	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能業務職) 受講者数: 県職員195人、市町村355人 2. 一般職員第II課程研修 受講者数: 県職員135人、市町村155人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数: 県職員40人、市町村55人 4. 管理監督者第I課程研修 受講者数: 市町村180人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数: 県職員140人 6. 新任課長研修・管理監督者第III課程研修 受講者数: 県職員100人、市町村160人
		職員研修 (人権課)	障がい(者)理解に関する職員研修の実施	開催時期: 8～9月 開催場所: 県内3ヶ所(東部、西部、隠岐) 参加者数: 東部 275名(午前、午後2回開催) 西部 61名 隠岐 5名	発達障がいの内容・特性の理解を深めるために実施した。想定を上回る応募があり、引き続き実施していく必要がある。	開催時期: 9～11月(予定) 開催場所: 県内3ヶ所(東部、西部、隠岐)(予定)



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
10				<p>令和3年度実施状況</p> <p>6. 新任講師等研修(人権教育)  ○会場・期日 松江・徳成4月27日(木)  ・松江・徳成4月21日(水)  ・浜田・益田4月21日(水)  ・出雲5月7日(金)  ○内容 人権教育について</p> <p>7. 管理職研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育)  ○会場・期日 松江合庁 5月28日(金)  ○内容 「人権教育」  ～人権に関わる問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～</p> <p>8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育)  ○会場・期日 教育センター 5月25日(火)  ○内容 よりよい教職員集団づくりのあり方を考える</p> <p>9. 小・中学校専務職員新任事務リーダー研修(人権教育)  ○会場・期日 教育センター 12月3日(金)  ○内容 人権教育を進めるために</p> <p>10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育)  ○オンデマンド  ○内容 人権教育の視点から考える学校経営  ～問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～</p> <p>11. 小・中学校等教頭学校運営実践研修(人権教育)  ○会場・期日  ・オンデマンド配信  ○内容 「人権教育の視点から考える学校運営」  ～よりよい教職員集団づくりの在り方を考える～</p> <p>12. 小・中学校専務職員主任主事研修(人権教育)  ○会場・期日 10月8日(金)  ・教育センター  ○内容 人権教育を進めるために</p> <p>13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育)  ○会場・期日 オンライン 1月26日(水)  ○内容 人権教育を進めるために</p>	<p>学校の教職員に必要な「人権感覚」の内容を中心とした。オンデマンド実施であったが、講義にあわせて演習も取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。</p> <p>・より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての「資質・能力」の向上に資することができた。  ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教育課、保健体育課等の他課と連携する形での実施もしていきたい。</p> <p>・専務職員が「進路保障」の理念を理解すること、経済的困難を抱える家庭の状況の把握が可能になり、学校全体としての取組が進めやすくなる。その契機となるような研修であった。</p> <p>・より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての「資質・能力」の向上に資することができた。  ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教育課、保健体育課等の他課と連携する形での実施もしていきたい。</p> <p>・就学前教育における人権教育は、その後の発達段階に応じた取組の基礎となる大切な部分を占めている。  ・教職員に必要な「人権感覚」の内容を中心とした。演習も取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。</p>	<p>6. 新任講師等研修(人権教育)  ○会場・期日 東部4月19日(火)、西部4月22日(金)  ○内容 人権教育について</p> <p>7. 管理職研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育)  ○会場・期日 松江合庁 5月27日(金)、浜田教育センター5月26日(木)  ○内容 「人権教育」  ～人権に関わる問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～</p> <p>8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育)  ○会場・期日 教育センター 5月24日(火) オンライン  ○内容 よりよい教職員集団づくりのあり方を考える</p> <p>9. 小・中学校専務職員新任事務リーダー研修(人権教育)  ○会場・期日 教育センター 12月2日(金)  ○内容 人権教育を進めるために</p> <p>10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育)  R4年度は、人権教育のテーマは、なし</p> <p>11. 小・中学校等教頭学校運営実践研修(人権教育)  R4年度は、人権教育のテーマは、なし</p> <p>12. 小・中学校専務職員主任主事研修(人権教育)  ○会場・期日  ・教育センター 6月17日(金)  ○内容 人権教育を進めるために</p> <p>13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育)  ○会場・期日 教育センター 1月25日(水)  ○内容 人権教育を進めるために</p>

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
10	人権同和教育研修支援事業 (総務部総務課)	私学団体が実施する私学教職員を対象とした人権・同和教育研修の実施経費の助成	私学団体が実施する私学教職員を対象とした人権・同和教育研修の実施経費の助成	私学団体が実施する私学教職員を対象とした人権・同和教育研修の実施経費の助成	今後、私立幼稚園、中学・高校、専修・各種学校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	私学団体が実施する私学教職員を対象とした人権教育研修の実施経費の助成
11	③警察職員	警察職員への人権教育の浸透(県警人材育成課)	各種研修における職務倫理及び人権に配慮した職務執行についての研修の実施	令和3年度実施状況 私学団体が実施する私学教職員を対象とした人権・同和教育研修の実施経費の助成 1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施 (1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 2回 112人 イ 職務倫理教養 5回 1028人 ウ 官学校研修 2回 51人 (2) 昇任時教養(警部補・巡查部長) 職務倫理教養 6回 63人、人権教養2回 6人 (3) 昇任時教養(一般職係長・主任) 職務倫理教養 1回 8人、人権教養2回 18人 (4) 採用5年目研修 職務倫理教養 1回 56人 (5) 各種専門教養(昇任用科・専科) 職務倫理教養 29回 269人 2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 63人	採用・昇任時教養、各種専門研修等において、人権教養・職務倫理教養を必須科目として組入れ、また、警察庁主催の研修への派遣、各所属における部外講師による教養等を実施したこと、人権・職務倫理に配慮する意識を醸成し、実際にそれらに配慮した職務執行を実施することができた。 今後も継続的な教養を行い、適切な職務執行に努める。	1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施 (1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 4回 134人 イ 職務倫理教養 6回 1,387人 ウ 官学校研修 2回 52人 (2) 昇任時教養(警部補・巡查部長) 職務倫理教養 6回 63人、人権教養2回 30人 (3) 昇任時教養(一般職係長・主任) 職務倫理教養 2回 10人、人権教養2回 18人 (4) 採用5年目研修 職務倫理教養 1回 60人 (5) 各種専門教養(昇任用科・専科) 職務倫理教養 33回 298人 2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 63人
12	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透(病院局)	公務員としての人権尊重意識の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底、プライバシーの保護など患者の人権に配慮した医療の提供のための研修の実施	令和3年度実施状況 私学団体が実施する私学教職員を対象とした人権・同和教育研修の実施経費の助成 1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施 (1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 2回 112人 イ 職務倫理教養 5回 1028人 ウ 官学校研修 2回 51人 (2) 昇任時教養(警部補・巡查部長) 職務倫理教養 6回 63人、人権教養2回 6人 (3) 昇任時教養(一般職係長・主任) 職務倫理教養 1回 8人、人権教養2回 18人 (4) 採用5年目研修 職務倫理教養 1回 56人 (5) 各種専門教養(昇任用科・専科) 職務倫理教養 29回 269人 2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 63人	今後も、公務員として著し人権尊重の視点に立つとともに、医療従事者として患者の人権に配慮した医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む。	・新規採用職員対象(全職員対象) 4月5日13:50～15:20 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・R2年度中途採用者対象(人権同和職員研修) 6月23日10:30～12:00 ※中央病院、こころの医療センター合同 13:00～14:30 ・人権・同和問題研修(全職員対象) (中央病院) ①ハンセン病・障がい者雇用研修 9月24日、28日、29日、30日、10月1日、4日、5日、6日、7日、11日 ②人権問題研修 1月31日、2月2日、3日、4日、7日、9日、10日 ・人権・同和問題研修(全職員対象) (こころの医療センター) 7月～12月 人権啓発推進センター主催公開講座 (テレビ会議システム利用) 2月10日 人権同和問題職場研修兼メンタルヘルス研修
	人権施策の推進(医療政策課)	医療関係者の人権問題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、関係団体・養成所等に研修・指導の要請	引き続き、関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼を図るため研修・教育の実施の要請を機会あることに依頼することが必要。	引き続き、関係団体等に対し、機会のあることに依頼	関係団体等に対し、機会のあることに依頼	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
13	⑤福祉関係者	民生委員・児童委員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>中堅民生委員・児童委員研修、法定単位民生児童委員協議会会長研修において、人権問題に関する講義等を行った。</p> <p>中堅民生委員・児童委員研修会：年3回実施 参加者合計：228人</p> <p>各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう、県及び県民児協から指導・助言を行った。</p>	<p>民生委員の役割・活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくことも、自らの支援活動の中でどのような配慮が必要かを学んでいただくことができた。</p> <p>今後も継続した取り組みを行っていく。</p>	<p>中堅民生委員・児童委員研修、法定単位民生児童委員協議会会長研修において、人権問題に関する講義等を行う。</p> <p>また、各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう県及び県民児協から指導・助言を行う。</p>
		福祉施設役職員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を実施。</p> <p>・人権権利擁護研修(5会場)計157名が受講済み</p>	<p>人権問題について学んでいただくことができた。</p> <p>今後も継続した取り組みが必要である。</p>	<p>引き続き、県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行う。</p> <p>・人権権利擁護研修(5会場)約250名を予定</p>
		日常生活自立支援事業 生活支援員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ研修を実施。</p> <p>実施時期：10月 実施場所：3会場(東部、西部、隠岐) 参加人数：計165名(全てハイブリッド形式での開催)</p>	<p>生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくとともに、様々な人権課題を学んでいただくことができた。</p> <p>今後も継続した取り組みが必要である。</p>	<p>引き続き、県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ。</p> <p>実施時期：10月 実施場所：3会場(東部、西部、隠岐) 参加予定人数：計150名</p>
		生活保護関係職員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施</p> <p>対象：県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数：33名 時期：6月11日 場所：島根県市町村権奨センター 講師：島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容：「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」</p>	<p>様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人権意識を向上させることができた。</p>	<p>生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施</p> <p>対象：県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数：23名 時期：5月10日 場所：島根県民会館 講師：島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容：「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」</p>
		児童福祉施設児童迎援向上事業 (青少年家庭課)	児童福祉施設における児童迎援及び職員指導技術向上のための研修事業等の実施	<p>新型コロナウイルス感染症により以下の事業は中止とし、2の事業を実施した。</p> <p>1. 施設入所児童ミーティング事業 施設入所児童の意見及び要望を施設運営に反映することが重要であるため、各施設の入所児童が相互交流し、施設での生活等について意見交換する事業を実施し、施設での活動促進と施設運営の改善に繋げる。(中止)</p> <p>2. 合同職員研修事業 外部講師による児童入所施設等の職員の専門性、養育の技術の向上のための研修を実施した。(委託事業) 開催日：令和3年12月18日 開催内容：「つなぎ保育について」 開催方法：Web会議方式により実施</p>	<p>ミーティング事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。合同研修会については、職員の見学処遇のスキルアップになっており、今後も入所する児童の特性に応じた研修内容を企画していく。</p> <p>専門的なスキルアップを図っていく。</p>	<p>1. 施設入所児童ミーティング事業 施設入所児童の意見及び要望を施設運営に反映することが重要であるため、各施設の入所児童が相互交流し、施設での生活等について意見交換する事業を実施し、施設での活動促進と施設運営の改善に繋げる。</p> <p>2. 「児童の権利条約」の理念、新たな社会的養育ビジョンに基づく小規模化・地域分散化での施設運営や、発達障害や困難を抱える児童が抱えている状況の中で、施設職員からの生活指導等の意見発表や今後取り組むべき課題について意見交換を行うことにより、児童福祉施設職員としての資質向上、児童の処遇向上に繋げる。</p>



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画	
14	⑥消防職員	消防職員の人権教育の推進 (消防総務課)	消防職員に対する人権教育の実施	<p>消防学校の初任総合教育、特別教育(研修教官)、初級幹部科における人権教育の実施</p> <p>(1)初任総合教育における人権教育の実施            ①開催日:令和3年4月20日(火)            講義内容:最近の人権問題 ハラスメントについて            受講人数:35名            ②開催日:令和3年4月26日(月)            講義内容:あいさ波特研修            受講人数:35名</p> <p>(2)特別教育(研修教官)における人権教育の実施            ①開催日:令和3年5月19日(水)            講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修            受講人数:13名</p> <p>(3)初級幹部科における人権教育の実施            ①開催日:令和3年10月19日(火)            講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修            受講人数:14名</p>	<p>消防学校の初任総合教育、特別教育(研修教官)、初級幹部科における人権教育の実施</p> <p>(1)初任総合教育における人権教育の実施            ①開催日:令和4年4月15日(金)            講義内容:人権尊重の視点に立った職務の遂行について            受講人数:40名            ②開催日:令和4年4月25日(月)            講義内容:あいさ波特研修            受講人数:40名</p> <p>(2)特別教育(研修教官)における人権教育の実施            ①開催日:令和4年5月18日(水)            講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修            受講人数:13名</p> <p>(3)初級幹部科における人権教育の実施            ①開催予定日:令和4年10月            講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修            受講人数:12名</p> <p>(4)中級幹部科における人権教育の実施            ①開催予定日:令和5年3月            講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修            受講人数:12名</p>	<p>今後も消防学校における講義等の人権教育を相み込むとともに、各消防本部においても各種人権教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人権教育の推進を図っていく。</p>	<p>知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請する</p> <p>・開催日:令和5年2月          ・参加者:報道各社支局長級職員</p>
15	⑦マスメディア関係者	マスメディア関係者への取組み要請 (広報広報課)	マスメディア関係者へ人権教育の取組みの要請	<p>知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請する予定としていたが、令和3年度においても、同意見交換会が実施されなかったため、県政記者室に人権教育の要請文書を提示。</p>	<p>今後も島根県報道クラブ加盟各社に直接要請できる機会の確保に努める</p>	<p>知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請する</p> <p>・開催日:令和5年2月          ・参加者:報道各社支局長級職員</p>	

## Ⅱ 各人権課題に対する取組

### 1. 女性

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
16	男女平等を推進する教育啓発	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	令和3年度実施状況 1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 実践研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内2カ所 各1回 交流会:大田市 1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (益田市、美郷町、西ノ島町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校、出雲コアカレッジ、県立大学2キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談 44件、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 20件)	前年度までの成果・今後の目標等 男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の浸透が進展し、男女ともに各年代で理解が進んできているが、一部の若者には依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	令和4年度実施計画 1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 実践研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内2カ所 各1回 交流会:1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (出雲町、海士町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談)
	男女共同参画の理解促進事業 (男女共同参画の視点による公的広報の取組)の改定(女性活躍推進課)	男女共同参画の視点による公的広報の取組(平成16年3月作成)を改訂する。監修は(公財)しまね女性センターへ委託し、手引きは県で作成する。	【新規事業】	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関するホー・ムルーム活動等の特別活動を通して、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。	各学校においては、計画に則って校内研修が実施された。継続して教科会、学年会及び校内研修等において理解を深め、実践を積み重ねる必要がある。	「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」の改訂
	男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関するホー・ムルーム活動等の特別活動を通して、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。	2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関するホー・ムルーム活動等の特別活動を通して、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江合庁 6月21日(火) ・出雲会場 6月23日(木) ・浜田会場 益田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合庁 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月1日(水) ○内容 1. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2. 講義 「校内研修について」 3. 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権回和教育部 指導主事
	人権教育研修講座 (人権回和教育部)	学校における人権教育の推進に資する教職員の研修の実施	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江合庁 6月22日(火) ・出雲会場 6月17日(木) ・浜田会場 益田教育センター 6月24日(木) 受講者 87名 ・益田会場 益田合庁 6月8日(火) 受講者 49名 ・隠岐会場 隠岐合庁 6月1日(火) 受講者 22名 ○内容 1. 講義Ⅰ 「進路保障を進めるために」 2. 講義Ⅱ 「人権教育担当主任等の役割について」 3. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4. 講義Ⅲ 「学校と福祉の連携の必要性について」 5. 講義Ⅳ 「性の多様性が認められる学校づくりについて」 6. 情報交換 「人権教育全体計画について」 ※運営及び講師…人権回和教育部 指導主事	1. 対面形式を大切に、演習や意見交換の場面も盛り込むこと、字びや気付きの多い研修としたいという思いから、バーチャル研修、ポッドの利用や同会場複数教室でのオンラインなど新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため工夫しながら行った。 ・提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・受講者の経験年数やニーズに差があることから、過去3年の間に受講歴のない方はオンデマンド動画の事前視聴を必須としていく。 ・午前中に県立学校等と中学校、午後から小学校と校種に分けた半日開催とする。	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江合庁 6月21日(火) ・出雲会場 6月23日(木) ・浜田会場 益田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合庁 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月1日(水) ○内容 1. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2. 講義 「校内研修について」 3. 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権回和教育部 指導主事	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
17	②男女がともに働きやすい職場環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	<b>令和3年度実施状況</b> 1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画センター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内2カ所 各1回 交流会:大田市 1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (松田町、美郷町、西ノ島町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校、出雲コアカレッジ、県立大学2キャンパス)	<b>前年度までの成果、今後の目標等</b> 男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の意識醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んできているが、一部の人は依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	<b>令和4年度実施計画</b> 1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画センター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内2カ所 各1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (美出津町、海士町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス、出雲キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談)
	しまねいきいき職場づくり推進事業 (雇用政策課)	しまねいきいき職場づくり推進事業 (雇用政策課)	誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)	<b>令和3年度実施状況</b> 1. 働き方改革に向けた取組方針を宣言する「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集 ・「しまねいきいき職場宣言」企業が、宣言内容を実現するために取り組む「職場づくり」人づくり「就労環境改善」を支援 20社 2. 働き方改革に向けた取組方針を宣言する「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集 ・「しまねいきいき職場宣言」企業が、宣言内容を実現するために取り組む「職場づくり」人づくり「就労環境改善」を支援 78社(累計214社) 働きやすい職場環境の整備を支援するためのアドバイザー派遣 40社 人材育成計画に基づいて実施される社内研修総数の一部を助成 5社 多様な人材の活躍のために必要な環境整備を行う経費の一部を助成	<b>前年度までの成果、今後の目標等</b> 「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業が増加し、引き続き企業の働き方改革の実現に向けた取組を支援する。	<b>令和4年度実施計画</b> ・働き方改革に向けた取組方針を宣言する「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集 ・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業が、宣言内容を実現するために取り組む「職場づくり」人づくり「就労環境改善」を支援
	女性就労ワンストップ支援体制整備事業 (女性活躍推進課)	女性就労ワンストップ支援体制整備事業 (女性活躍推進課)	県内企業で就労をめざす女性の就職相談窓口を設置し、女性の就労に関するワンストップの支援体制を整備	<b>令和3年度実施状況</b> 1. 女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の実施 ・就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催 ・合同就職説明会や県内企業での職場見学会等の実施 ・ホームページ、SNSの活用による情報提供・広報 ・出張相談会の開催 ・就労ニーズを踏まえた求人開拓 ・オンラインでの相談体制の整備(拡充) ・PC講習(新規) ・相談支援員を2名増員、西部の相談窓口を市内商業施設に移転し、広いキッズスペースのある相談室を整備するなど、相談支援体制を強化。 (相談件数 1,677件、就職者数 223名)	<b>前年度までの成果、今後の目標等</b> 就職者数や相談件数は増加しており、今後も効果的な情報発信に加え、県内全域の求職者がより相談しやすい環境を整えていく必要がある。また、求職者が希望する業種や雇用形態に即した就職へつながるよう、求職者ニーズを細やかに把握するとともに、ニーズに基づいた人選を提供してもらえよう、企業訪問等を通じた働きかけの強化が必要。	<b>令和4年度実施計画</b> ・女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の実施 ・就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催 ・合同就職説明会や県内企業での職場見学会等の実施 ・ホームページ、SNSの活用による情報提供・広報 ・出張相談会の開催 ・就労ニーズを踏まえた求人開拓 ・オンラインでの相談体制の整備 ・PC講習
	中小・小規模事業者等 出産後職場復帰促進事業 (女性活躍推進課)	中小・小規模事業者等 出産後職場復帰促進事業 (女性活躍推進課)	従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復帰しやすい職場環境づくりを推進し、事業所等での継続雇用の拡大を図るため、中小・小規模事業者等へ奨励金を支給する。	<b>令和3年度実施状況</b> 1. 中小・小規模事業者等に対し、従業員が出産後育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等に応じて奨励金を支給する。 (支給件数 545件)	<b>前年度までの成果、今後の目標等</b> 中小・小規模事業者等に対し、従業員が出産後育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等に応じて奨励金を支給する。	<b>令和4年度実施計画</b> 中小・小規模事業者等に対し、従業員が出産後育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等に応じて奨励金を支給する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
17		子育てしやすい職場づくり 促進事業 (女性活躍推進課)	子育てしやすい環境を整えるため、中小・小規模事業者等に奨励金を支給し、「休みみどり」(働き方)の改善を推進する。	令和2年度以降新たに時間単位の年次有給休暇制度または育児短時間勤務制度等を就業規則に規定し、一定の制度利用実績のある中小・小規模事業者等に対し、導入した制度数に応じて奨励金を支給する。 (支給件数 251件)	令和2年度に新設された本奨励金制度について、周知が進み、一定の制度導入数があった。制度導入企業数を増やし、働きやすい職場環境づくりを整えるため、奨励金の積極的な周知を行っている必要がある。	令和2年度以降新たに時間単位の年次有給休暇制度または育児短時間勤務制度等を就業規則に規定し、一定の制度利用実績のある中小・小規模事業者等に対し、導入した制度数に応じて奨励金を支給する。
		女性活躍推進員設置事業 (土木総務課)	女性活躍推進員が女性活躍に係る支援策のPRのため建設企業を訪問し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに着手することを目的とする	(対象)県内建設事業者 (実施主体)県 (手法)松江商工会議所、島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を委託 (実施状況)訪問実績 152事業者	令和2年度訪問実績 92事業者 令和2～4年度で500事業者を訪問予定	(対象)県内建設事業者 (実施主体)県 (手法)松江商工会議所、島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を委託
18	③あらゆる分野における女性の参画の推進	女性の参画促進・人材育成事業 (女性活躍推進課)	政策・方針決定過程への参画の推進 男女共同参画の推進 人材の育成	1. 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の推進 (R3.4.1)女性参画率 47.0% ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 (R4.3.31現在 347名) 2. 男女共同参画推進員養成及び市町村担当者研修【再掲】 ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 基礎研修: 松江市、浜田市、大田市 各1回 実務研修: 松江市、浜田市、大田市 各1回 交流会: 大田市 1回 3. しまね女性フアンドによる女性グループへの支援 (採択件数 16件、採択金額 5,440千円) 4. あらゆる分野での女性活躍推進事業 受講者 236名 ・女性の起業支援事業(セミナー)の開催 ・女性活躍100人会議の開催(西ノ島町、安来市) ・しまね働く女性きらめき大賞(知事表彰 5名) ・女性の雇用・就業促進事業【再掲】 ・女性の就職相談窓口において無料職業紹介等の就労支援を実施(相談件数 1,677件、就職者数 223名) ・女性のスキルアップ(セミナーや交流会)の開催(松江市、益田市、他オンライン等) 受講者 236名	男女が性別に関わりなく、その個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定過程における女性の参画推進や地域に向けた男女共同参画推進講座等の開催、女性グループの自発的な活動に対する支援を行った。 県の審議会等への女性の参画率はH18年度以降40%以上となっているが、目標値50%の達成に向け、今後も引き続き、女性の参画促進に向けた働きかけを行っていく必要がある。 また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く、さらに、56.3%の女性が「女性は働き続けにくい」と感じている。このため、今後も女性が個性と能力を十分に発揮できる、働き続けやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。	1. 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 2. 男女共同参画推進員養成及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 3. しまね女性フアンドによる女性グループへの支援 4. あらゆる分野での女性活躍推進事業 ・女性の起業支援事業 ・女性活躍100人会議 ・しまね働く女性きらめき大賞 ・女性の雇用・就業促進事業【再掲】 ・働きながら学ぶ女性活躍事業(新採) ・女性のスキルアップ(セミナーや交流会)の開催(松江市、雲南市、大田市等)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
18				<p>5. 女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児参加促進事業</li> <li>・イクボスネットワークの開催等</li> <li>・女性活躍企業支援策広報事業</li> <li>・イクボスネットワーク(イクボスセミナー)の開催等</li> <li>・こころカンパニー認定事業(認定企業 411社 表彰 10社)</li> <li>・一般事業主行動計画策定支援事業(企業へアドバイザーを派遣)</li> <li>・女性活躍のための環境整備支援事業(企業へアドバイザーを派遣)</li> <li>・こころカンパニー認定企業表彰(登録企業 312社 表彰 4社)</li> <li>・しまね女性の活躍応援企業表彰(登録企業 312社 表彰 4社)</li> <li>・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】</li> <li>・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】</li> </ul>	<p>5. 女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児参加促進事業</li> <li>・イクボスネットワーク</li> <li>・こころカンパニー認定事業</li> <li>・一般事業主行動計画策定支援事業</li> <li>・女性活躍のための環境整備支援事業(企業表彰)</li> <li>・しまね女性の活躍応援企業表彰</li> <li>・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】</li> <li>・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】</li> </ul>	<p>5. 女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児参加促進事業</li> <li>・イクボスネットワーク</li> <li>・こころカンパニー認定事業</li> <li>・一般事業主行動計画策定支援事業</li> <li>・女性活躍のための環境整備支援事業(企業表彰)</li> <li>・しまね女性の活躍応援企業表彰</li> <li>・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】</li> <li>・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】</li> </ul>
19	④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援	普及啓発事業(青少年家庭課)	<p>政治分野における男女共同参画の推進を図ることを目的とした講座を開催する。(公財)しまね女性センターに委託して事業を実施する。</p> <p>DV防止のための啓発・広報の実施</p>	<p>1. 一般県民向け対象の講演会等の実施</p> <p>・公開日時 令和3年11月18日</p> <p>・テーマ「モラルハラスメント～不機嫌」という名の暴力～」</p> <p>・講師 高山 直子(カウケンセラー)</p> <p>2. DV防止のための研修会等の実施</p> <p>・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施</p> <p>3. しまね人権フェスティバルへの参画</p> <p>・パネル展示、リーフレット配布</p> <p>4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施</p> <p>・県内3箇所においてパネルライトアップによる啓発を実施</p> <p>・県立図書館におけるパネル展示</p> <p>・新聞等による広報・啓発</p> <p>5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及</p> <p>・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施</p> <p>・各種会議等においてデートDV予防教育を働きかける</p>	<p>1. 一般県民向け対象の講演会等の実施</p> <p>・DV防止のための研修会等の実施</p> <p>・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施</p> <p>3. しまね人権フェスティバルへの参画</p> <p>・パネル展示、リーフレット配布</p> <p>4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施</p> <p>・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所であり街頭啓発活動を実施。</p> <p>・県内4箇所においてパネルライトアップによる啓発を実施</p> <p>・県立図書館におけるパネル展示</p> <p>5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及</p> <p>・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施</p> <p>・各種会議等においてデートDV予防教育を働きかける</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
19	DV被害者等の保護及び支援に関する事業(青少年家庭課)	DV被害者等の保護及び支援に関する事業(青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する関係機関連絡会の開催やDV被害者等の保護の実施	<p>令和3年度実施状況</p> <p>1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有</p> <p>2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を実施し、安全確保を行いつつ被害者等のニーズに応じた自立に向けての支援を行う</p> <p>3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施</p> <p>4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援</p>	<p>前年度までの成果、今後の目標等</p> <p>DV被害者や同居者(者)の適切な保護及び自立支援に向けてネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図った。緊急時における迅速かつ安全な一時保護の実施と自立支援に努めた。被害者等の適切な安全確保や自立支援のため、関係機関との連携強化による支援体制の充実が必要である。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有</p> <p>2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を実施し、安全確保を行いつつ被害者等のニーズに応じた自立に向けての支援を行う</p> <p>3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施</p> <p>4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援</p>
20	⑤相談体制の充実	女性相談事業(青少年家庭課)	女性相談センターや児童相談所における女性相談の実施	<p>令和3年度実施状況</p> <p>1. 女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぽぽにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施 ・コロナの影響により孤立、孤立で不安や課題を抱える女性へのきめ細かい支援を実施</p> <p>2. 市町村への働きかけ ・市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかける ・市町村の相談支援体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行う</p>	<p>前年度までの成果、今後の目標等</p> <p>相談者の様々な状況に応じ、必要な専門相談も実施しながら相談に対応した。女性相談センター及び児童相談所の相談担当者の対応力強化に向けて専門研修を実施し、市町村やその他関係機関へも参加を呼びかけ、各機関における機能強化に努めた。県の相談対応機関における支援能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぽぽにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施 ・コロナの影響により孤立、孤立で不安や課題を抱える女性へのきめ細かい支援を実施</p> <p>2. 市町村への働きかけ ・市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかける ・市町村の相談支援体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行う</p>
	性犯罪被害者等に対する相談体制の充実(県警捜査第一課)	性犯罪被害者等に対する相談体制の充実(県警捜査第一課)	1. 相談電話(性犯罪110番)に対する相談への対応 2. 性犯罪対策に対する教育	<p>令和3年度実施状況</p> <p>1. 閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で適切に対応した。</p> <p>2. 性犯罪対策に対する教育 ・各警察署に性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施した。 ・受講者数123名(内女性39名) ・性犯罪捜査専門科を開設し、被害者の心情に配慮した適切な捜査を推進するため、当該業務に従事する警察官等に対して必要な教養を実施し、専門的な知識・技能の習得を図った。 ・受講者数12名(内女性6名) ・県下の警察職員に司法面接に必要知識・技術を身につけることを目的として司法面接研修会を開催した。 ・受講者数105名</p>	<p>前年度までの成果、今後の目標等</p> <p>各警察署にて性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施した。県下の警察職員に必要知識・技能の習得を図る。各署の捜査員に対して更なる性犯罪捜査に必要な知識・技術の習得を図る。児童を被害者等とする事案において、認知段階から適切な捜査の下に、司法面接に必要知識・技術を身につけることを目的に指導・教養を推進する。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>1. 閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で適切に対応した。</p> <p>2. 性犯罪対策に対する教育 ・各警察署に性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施した。 ・受講者数123名(内女性39名) ・性犯罪捜査専門科を開設し、被害者の心情に配慮した適切な捜査を推進するため、当該業務に従事する警察官等に対して必要な教養を実施し、専門的な知識・技能の習得を図る。 ・受講者数12名(内女性6名) ・県下の警察職員に司法面接に必要知識・技術を身につけることを目的として司法面接研修会を開催した。 ・受講者数105名</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
20		関係機関との連携と相談員の対応能力向上 (県警少年女性対策課)	3. 女性警察官による事情聴取 4. 性犯罪捜査資機材の整備	<p>・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努めた。</p> <p>・ 女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配慮し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれないことに取り組んだ。</p> <p>・ 各署において不足した代替着等の資機材の整備・補充を実施し、対応に万全を期した。</p> <p>・ 証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備を推進するため、ワンストップ支援センター等と協議を実施した。</p>	<p>・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努める。</p> <p>・ 各署において不足した代替着等の資機材の整備・補充を実施することにも、被害者心情に配慮した捜査を推進するために、被害者を視覚的に保護できる資機材を整備する。</p> <p>・ ワンストップ支援センター等と連携を強化し、被害者の届出をためらう被害者からの証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備を推進する。</p>	<p>・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部門の女性警察官の体制確保に努める。</p> <p>・ 女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配慮し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれないことに取り組む。</p>
			<p>DV事案にかかる関係機関との意見交換会の開催による相互支援体制の確立</p>	<p>各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し(コロナのため書面開催)、DV事案による女性の人身被害について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図った。</p>	<p>各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し、DV事案による女性の人身被害について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図る。</p>	<p>各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し、DV事案による女性の人身被害について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図る。</p>

## II 各人権課題に対する取組

### 2. 子ども

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
21	①子どもの権利条約などの理解促進(教育指導課)	子どもの権利に関する条約などの理解促進(教育指導課)	啓発資料による学習の実施	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用及び中・高等学校用について、引き続き、各学校の授業に応じた時期・学年で人権教育に活用できるように、教育委員会のHPに掲載した。併せて、活用上の留意点の周知を図る。	前年度までの成果・今後の目標等 人権週間に合わせて子どもを適用した事例があるが、これらを活用方法として研修会などを通して、効果的な活用方法となるよう周知することが望ましい。また、各学校の実情に応じた適切な時期及び学年において、人権教育を実施することが効果的である。	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用及び中・高等学校用について、引き続き、各学校の授業に応じた時期・学年で人権教育に活用できるように、教育委員会のHPに掲載する。あわせて、活用上の留意点の周知を図る。
		子どもの権利に関する条約などの理解促進(教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 各教科・領域の目標が達成されるよう工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図るための校内研修の工夫が必要である。	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動の中で、条約の理念や考えに通じることを扱うことで理解を深め、あわせて人権意識が高揚する指導を行うように促す。 2. 学校訪問や教育センター研修等を通して、全教職員が生徒指導や教科活動に生かしていく校内研修となるように促す。	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動の中で、条約の理念や考えに通じることを扱うことで理解を深め、あわせて人権意識が高揚する指導を行うように促す。 2. 学校訪問や教育センター研修等を通して、全教職員が生徒指導や教科活動に生かしていく校内研修となるように促す。
	人権教育研修講座(人権同和教育課)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施		1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江合庁 6月22日(火) 受講者 100名 ・出雲会場 6月17日(木) 受講者 100名 ・浜田会場 6月24日(木) 受講者 87名 ・益田会場 6月8日(火) 受講者 49名 ・隠岐会場 6月1日(火) 受講者 22名 ○内容 1. 講義 I 「進路保障を進めるために」 2. 講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4. 講義 III 「学校と福祉の連携の必要性について」 5. 講義 IV 「性の多様性が認められる学校づくりについて」 6. 情報交換 「人権教育全体計画について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事	・対面形式を大切に、講習や意見交換の場面も設けることで、学びや気づきの多い研修としたいという思いから、バーチャル、ホワイトボードの利用や同会場研修の開催でのオンラインなど新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため工夫しながら行った。 ・提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・受講者の経験年数やニーズに差があることから、過去3年の間に受講歴のない方はオンライン動画の事前視聴を必須としていく。 ・午前中に県立学校等と中学校、午後から小学校と校種に分けた半日開催とする。	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江合庁 6月21日(火) ・出雲会場 6月23日(木) ・浜田会場 6月16日(木) ・益田会場 6月7日(火) ・隠岐会場 6月1日(火) ○内容 1. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2. 講義 「校内研修について」 3. 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
22	②いじめの問題への取組	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	小、中、義務教育学校を対象にした研修は2か所で行った。東西2か所において、全ての高、特別支援学校を対象に行った。	学校いじめ防止基本方針の見直しにより、適切な運用について考える機会となった。また、生徒指導と人権感覚の関係について理解することにより、適切な生徒対応、教職員間連携を高める機会となった。 課題を適切に把握し、それに対する具体策を考え、対応する力を付けていく必要がある。	5か所において、小、中、義務教育学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。 東西2か所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。
		「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの連携) SNS相談は公立、私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの連携) SNS相談は公立、私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施する。	
		実態調査の実施 (教育指導課)	いじめの実態把握の実施	県内の小、中、義務、特別支援学校において、年3回のいじめの問題に係る報告書の実態把握を行った。	県内の小、中、義務、特別支援学校において、年3回のいじめの問題に係る報告書の実態把握を行った。	すべての小、中学校において、年3回のいじめの問題に係る報告書の実態把握を行う。
		スクールカウンセラー配置 事業 (教育指導課)	小、中、義務、特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な不安が軽減され、いつでも相談できるという雰囲気になった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な不安が軽減され、いつでも相談できるという雰囲気になった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(伊達、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(伊達、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
22	いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ等の生徒指導上の課題の早期発見・初期対応及び児童生徒の居場所づくり「絆づくり」等を通して未然防止を図るとともに、学校生活への満足度を高めるため、児童・生徒の学校への適応状況を把握するアンケートを実施し、すべての児童生徒が安心して充実した生活を送ることができるよう、学校づくりに活用することを目的として主体的に取組むという観点から、各学校においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。	小・中学校の児童生徒に対してアンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基礎とした。また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を浜田市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。	小・中学校の児童生徒に対してアンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基礎とした。また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を浜田市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。	令和4年度実施計画 小・中学校の児童生徒に対してアンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基礎とした。また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を浜田市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。
	子どもと親の相談事業 (教育指導課)	子どもと親の相談事業 (教育指導課)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談」を小学校に配置し、小・中学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実に努めた。また、市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実に努めた。また、市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実に努めた。また、市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。
	いじめ等対応アドバイザー 配置事業 (教育指導課)	いじめ等対応アドバイザー 配置事業 (教育指導課)	県内の市町村立小中学校及び県立学校において発生したいじめ等の生徒指導上の問題が深刻化し、学校や教育委員会だけでは解決が困難な事態に対して、客観的、専門的な立場から助言を行ういじめ等対応アドバイザー(有識者、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官経験者など)を派遣し、学校等や子ども、保護者を支援	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援した。	具体的な事案に対しては解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援した。また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。	具体的な事案に対しては解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援した。また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
23	④不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	集団生活が苦手な児童等に対し、宿泊による集団指導、社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	令和3年度実施状況 参加児童延べ人数 0名 (1回実施人数0名×0日×4児相) ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和3年度は各児相とも実施を取り止めた。	今後も、集団生活が苦手な児童等の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。児童相談所の支援の一環として、柔軟な対応が求められる。	各児童相談所において、2泊3日で実施予定 計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数(予定) 120名 (1回実施人数×3日×4児相) ※新型コロナウイルスの感染状況により実施の可否を検討。
		実態調査の実施 (教育指導課)	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握した。また、年度末調査として文部科学省調査を実施した。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施する。
		教育支援センター等運営事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を運営する市町村にしまね市町村総合交付金を措置	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内5市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置した。	令和3年度運営者237人と引き続き多くの児童生徒が利用している。不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための学習機会を確保できる場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内5市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。
		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	いじめや不登校等の課題を扱える原簿児童の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面で関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができよう支障に携わった。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することに より、それぞれ学校の状況において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面で関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができよう支障に携わった。
		生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	小、中、義務教育学校を対象にした研修は2か所で開催し、残りの3か所は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とし、代替措置として自主研修を行った。	学校いじめ防止基本方針の真直しにより、適切な運用について考える機会となった。また、生徒指導と「人権教育」の関係について理解することにより、適切な生徒対応、教職員間連携を考える機会となった。課題を適切に把握し、それに対する具体策を考え、対応する力を付けていく必要がある。	5か所において、小、中、義務教育学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。東西2か所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。
		「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	コロナ禍の影響もあり令和3年度実績としてSOSダイヤルと合わせて964件(前年度1,196件)の電話相談を受けた。公立・私立の中学生・高校生を対象に実施したSNS相談の令和3年度実績は、392件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施する。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
23		<p>教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)</p> <p>スクールカウンセラー配置 (教育指導課)</p> <p>【再掲】</p> <p>スクールソーシャルワーカー 一任用事業 (教育指導課)</p> <p>【再掲】</p> <p>連絡調整員配置事業 (教育指導課)</p> <p>【再掲】</p> <p>子ども親の相談員配置 (教育指導課)</p> <p>【再掲】</p>	<p>幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施</p> <p>小・中・義務・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実</p> <p>小・中・義務・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実</p> <p>児童希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備</p> <p>学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対し、社会参加に向けた連絡調整</p> <p>小学校における不登校の未然防止早期対応のため、子どもと親の相談員を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充</p>	<p>島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とした。センター自体の普及啓蒙に努めるとともに、子ども安全支援センターや、市町村の教育支援センターや子ども、若者支援センター等と協働しながら相談業務を行った。</p> <p>臨床心理士など高度に専門的な知識、経験を有する者をスクールカウンセラー(県の会計年度任用職員)として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。</p> <p>福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携、調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。</p> <p>県道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは公立・私立の高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行った。</p> <p>不登校等対応成体体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実に努めた。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。</p>	<p>R3年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター一併相談件数130件、教職員等との相談34回(延べ) ・総相談回数1,820回(延べ) ・浜田教育センター一併相談件数217件、教職員等との相談137回(延べ) ・総相談回数1,782回(延べ) ・出張教育相談 ・島根県教育センター0件</p> <p>スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるといふ雰囲気も広がった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。</p> <p>スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることで、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。</p> <p>中学校卒業生27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が関係機関と、133回が本人・保護者等と連絡調整を行った。実際にひきこもりになった人と連絡をとることが難しいケースも多く、外部機関につなぐことが難しい面がある。</p> <p>不登校等対応成体体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。</p>	<p>島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とした。センター自体の普及啓蒙に努めるとともに、子ども安全支援センターや、市町村の教育支援センターや子ども、若者支援センター等と協働しながら相談業務を行った。</p> <p>臨床心理士など高度に専門的な知識、経験を有する者をスクールカウンセラー(県の会計年度任用職員)として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。</p> <p>福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携、調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。</p> <p>県道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは公立・私立の高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行った。</p> <p>不登校等対応成体体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実に努めた。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
24	④乳幼児や児童への虐待防止の取組	子どもと家庭相談体制整備事業 (青少年家庭課)	児童及び児童のいる家庭が、身近なところで相談できるとともに、適切で充実した支援が受けられる体制の整備	令和3年度実施状況 1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2 事業所への補助を実施 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 啓発用チラシ、ポスター、パネルの作成等を実施 3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 島根県児童相談所・市町村職員等専門研修会 前期：R3/8/25～27、8/30～31 (44名) 後期：R3/12/24、R4/1/12、R4/1/21、R4/1/31 (32名) 計：76名が参加 ※R4/1/21、R4/1/31は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 市町村職員等の児童相談対応、専門性向上のためのためのスキルアップ研修を下記の日程で実施 R4/3/74 (90名)	児童が抱える悩みや不安を受け止め、重要な情報が増えている。相談員の確保が課題。 児童相談所職員の専門性向上や、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながる。 児童相談所職員等専門研修会 平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉司や児童保護司に任用された後の者、市町村の児童相談所調整機関の担当者に対する研修が義務化され、児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施。研修対象者の受講率を高めることにも、広く専門性向上としても研修受講を呼びかけていたが、令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により研修対象者に絞って実施した。 スキルアップ研修についても、感染拡大防止対策のためオンラインで実施。 4. 主任児童委員研修会の実施 令和3年度も島根県民生児童委員協議会に業務委託して実施。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため参加型研修は中止し、DVDによる研修会に変更した。参加型と比べ移動の負担が軽減される分、参加者が増加した(R2:195名、R3:208名)。 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・今後も全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置。保健師についても、全児童相談所に正規職員を配置。保健師についても、全児童相談所に正規職員が配置できるよう調整する。	令和4年度実施計画 1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 平成28年の児童福祉法改正により、社会福祉士専任から児童福祉司となる任用前の者、児童福祉司に任用された後の者、市町村の児童相談所調整機関の担当者に対する研修が義務化され、児童相談所・市町村職員等専門研修会として引き続き実施。令和4年度も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため受講者を研修対象者に絞って開催する。 令和3年度同様、新型コロナウイルスの対策を講じた上でスキルアップ研修を実施する。 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 令和3年度同様、島根県民生児童委員協議会に研修を委託して実施する。 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置する。令和4年度より保健師についても全児童相談所に正規職員(保健師)の業務を配置。引き続き、島根大学医学部付属病院と医療的機能強化事業を契約して実施する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
25	⑤子どもの貧困対策への取組の推進	子どものセーフティネット推進事業 (地域福祉課)	「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、有識者会議や市町村と県で構成する会議を開催し、実施状況の評価や推進上の課題について協議を行う。	令和3年度実施状況 県と市町村で構成する「島根県子どものセーフティネット推進会議」を開催し、情報共有を図った。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗管理を行うとともに、市町村との情報共有と連携強化を図っていく必要がある。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗状況等を把握・報告する。
		子どもの居場所創出等支援事業(地域福祉課)	困難な状況を抱える子どもやその保護者が社会から孤立することがないよう、地域全体で支援していくための対象：子ども食堂開設(予定)者、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO団体職員等 実施主体：島根県・市町村 手法：島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂等の開設・運営支援や県内のネットワーク形成などを行う。子ども食堂を開設または活動内容を拡充する際の費用を補助する。	島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営支援や県内のネットワーク形成を行うとともに、子ども食堂の開設経費の一部を支援した。	子供の居場所支援拠点において子ども食堂の開設・運営に関する相談支援や環境調整を始めたことにより、県内のネットワークづくりが進みつつある。今後、県内の子ども居場所づくりへの支援を市町村や関係機関等と連携しながら進めていく。	島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営支援や県内のネットワーク形成を行うとともに、子ども食堂の開設・拡充の際に必要な経費の一部を支援する。
		SNSによる支援体制構築事業(地域福祉課)	困難な状況を抱える子どもやその保護者が社会から孤立することがないよう、支援を必要とする保護者に支援制度やサービスの情報を届けるための対象：県内すべての子どもとその保護者等 実施主体：島根県 手法：SNS(LINE)を活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを行う。	各種支援制度の周知や相談窓口を紹介する「LINE「しまね子ども生活サポート」」を構築した。	LINE「しまね子ども生活サポート」を構築し、保護者等に支援制度や相談窓口の周知を図った。今後、支援を必要とする世帯が支援制度を確実に利用できるよう制度の周知や相談支援へのつながりを推進していく。	支援制度の改正等を配信し、利用者に周知を図る。



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	ONPO法人ライフサポートしまね(大田市)
25		学習支援事業(子ども居場所創出等支援事業)(人権同和教育課)	放課後・夜間に孤立しや生活困難層やその周辺層を含めた生活困難層の子どもや家庭に対し、地域における子どもや居場所の選択機会(学習活動、体験活動等)を提供するため、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO職員等実施主体・島根県、市町村手法、市町村やNPO法人等が教育と福祉の連携による子どもの実態把握や、必要な支援のあり方について共通認識を図りながら、個別の学習支援や保護者等への相談支援を実施する。市町村が直接学習支援の場を運営したり、市町村がNPO等に委託して実施したりする。放課後・夜間に孤立しや生活困難層やその周辺層を含めた生活困難層の子どもや家庭に対し、地域における子どもや居場所の選択機会を増やし、学びの機会(学習活動、体験活動等)を提供するため、市町村が直接学習支援の場を運営したり、市町村がNPO等に委託して実施したりする。	ONPO法人ライフサポートしまね(大田市)	○居場所だけではなく、家庭でも学習できるようになったり、苦手な教科に取り組みむようになったりする姿や体験した調理を家でも挑戦したりする姿が見られるようになった。子どもとの信頼関係は、少しずつ構築されているが大人との関係づくりや大人同士の関係づくりなどに課題がある。○事業を活用している市町村が大田市のみであり、他市町村へ広がらない。市町村の直営や短期間での事業実施も可にするなど取組の方向性等について柔軟に対応していくなど、より活用しやすい取組とする。	ONPO法人ライフサポートしまね(大田市)
26	⑥健全育成に向けての取組	青少年健全育成事業(青少年家庭課)	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)や子ども若者育成支援強化月間(11月)等に合わせた啓発活動や有害環境調査の実施及び青少年育成協議会が行う活動への助成	社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を目標し、青少年育成協議会・市民会館の活動支援や青少年育成に関する啓発活動等を通じ、市町村や関係団体との連携を強化するための人材の発見・登録、育成と若者の主体的取組の支援を推進する。青少年育成協議会及び児童福祉理念並びに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と周知を図るため、街頭キャンペーン、広報誌、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進する。県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」を、青少年を巡る最新の情勢や課題に応じた内容に改定する。	インターネット環境の目まぐるしい発達により、夜型社会・情報化社会が更に進展し、青少年がインターネット等に起因する非行・犯罪被害に遭うおそれが高まっており、対象施設への立入調査やファイリング等の普及啓発を重点的に取り組む必要がある。また、少子化等に伴い、青少年と地域の大人の交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成協議会協議の諸事業を通して、地域の子どもは地域で育てる気運の一層の醸成を図る必要がある。	社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を目標し、青少年育成協議会・市民会館の活動支援や青少年育成に関する啓発活動等を通じ、市町村や関係団体との連携を強化するための人材の発見・登録、育成と若者の主体的取組の支援を推進する。青少年育成協議会及び児童福祉理念並びに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と周知を図るため、街頭キャンペーン、広報誌、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進する。県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」を、青少年を巡る最新の情勢や課題に応じた内容に改定する。



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
27	①相談体制の充実	「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの連携) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	コロナ禍の影響もあり令和3年度実績としてSOSダイヤルと合わせて564件(前年度1,196件)の電話相談を受けた。 公立・私立の中学生・高校生を対象に実施したSNS相談の令和3年度実績は、392件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの連携) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施する。
		教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とした。 センター自体の普及啓蒙に努めるとともに、子ども安全支援センターや市町村の教育支援センターや子ども・若者支援センター等と協働しながら相談業務を行った。	R3年度における教育相談の実施状況 島根県教育センター一階内相談 件数130件、教職員等との相談34回(延べ) 総相談回数1,820回(延べ) 浜田教育センター一階内相談 件数217件、教職員等との相談137回(延べ) 総相談回数1,782回(延べ) 出張教育相談 島根県教育センター0件 浜田教育センター26件 こころ・発達教育相談室内相談 件数36件 総相談回数125回(延べ)	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とする。 センター自体の普及啓蒙に努めるとともに、子ども安全支援センターや市町村の教育支援センターや子ども・若者支援センター等と協働しながら相談業務を行った。
		スクールカウンセラー配 置事業 (教育指導課)	小・中・養・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者等が寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が高まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者等が寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が高まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣した。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。
		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	いじめややや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校組合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校組合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校組合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
27		少年相談 (県警少年女性対策課)	相談電話(ヤングテレホン)や電子メールによる相談(みこびーヤングメール)への対応	<p>警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導を行った。</p> <p>各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図った。</p>	<p>相談を受理したときは、相談者の立場に立つて懇切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。</p> <p>これまでに各種広報媒体等により少年相談窓口を周知しており、今後も継続して相談窓口の周知徹底を図っていく。</p>	<p>警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導を行う。</p> <p>各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図る。</p>

II 各人権課題に対する取組

3. 高齢者

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
28	福祉教育、意識啓発の推進	ふるさと教育推進に関する支援(教育指導課)(社会教育課)	児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きようとする心情を高めるための指導・助言	<p>令和3年度実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県社会福祉協議会、島根県福祉教育推進協議会が令和2年度に作成した「しまね流福祉教育推進指針(令和2年度～令和5年度)」について、島根県教育委員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促した。</li> <li>1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言を行った。</li> <li>2. 島根県社会福祉協議会等との連携・協力をした。</li> </ul>	<p>令和3年度までの成果・今後の目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めるとともに、福祉教育への理解を深めている。</li> <li>・豊かな人間性・社会性を育むために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施されている。</li> </ul>	<p>令和4年度実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県社会福祉協議会、島根県福祉教育推進協議会が令和2年度の作成した「しまね流福祉教育推進指針(令和2年度～令和5年度)」について、島根県教育委員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促す。</li> <li>1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言を行う。</li> <li>2. 島根県社会福祉協議会等と連携・協力。</li> </ul>
	生涯現役社会づくり推進事業(高齢者福祉課)	生涯現役社会づくり推進事業(高齢者福祉課)	1. 啓発広報(老人の日・老人週間(9/15～21))を中心とし、県民誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発の促進	<p>令和3年度実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 新聞、広報紙、テレビ、ラジオ等による広報</li> <li>2. 各種イベント(各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発)</li> <li>3. 老人週間における、県立7施設の高齢者への無料開放の実施</li> <li>4. 100歳以上の現役意識を待ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰</li> <li>5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付</li> </ul>	<p>令和3年度までの成果・今後の目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう広報、表彰等により啓発を促進する。</li> <li>「生涯現役証」の周知をより一層すすめる、年間600人以上の新規交付を図る。</li> </ul>	<p>令和4年度実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 新聞、広報紙、テレビ、ラジオ等による広報</li> <li>2. 各種イベント(各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発)</li> <li>3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施</li> <li>4. 100歳以上の現役意識を待ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰</li> <li>5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付</li> </ul>
	認知症サポーター養成事業(高齢者福祉課)	認知症サポーター養成事業(高齢者福祉課)	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人(サポーター)の育成	<p>令和3年度実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む)</li> <li>養成数:2,848名</li> </ul>	<p>令和3年度までの成果・今後の目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーターは着実に増加している。</li> <li>・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。</li> </ul>	<p>令和4年度実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む)</li> <li>養成数:5,000名</li> </ul>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
29	②就労対策の推進	シルバー人材センター事業 高齢者が地域社会で活躍できるように取組を支援し、多様な就業の機会を提供する。	中高年齢者(概ね45歳以上)を対象とした就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター」を設置し、県内企業等での就職を支援する。	令和3年度実施状況 （公社）鳥根県シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助することで、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援した。また、中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援した。  シルバー人材センターの会員数 4,218人 シルバー人材センターの就業延人員 310,795人日 (請負等 218,907人日、派遣 91,888人日)	コロナ禍での対応もある程度整ったことで、令和2年度に一旦減少となった会員数や就業延人員も増加に転じた。 引き続き、高齢者が地域で活躍できるようにシルバー人材センターの取組を支援する。	（公社）鳥根県シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助することで、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援する。 ・中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援する。
30	③高齢者の尊厳を支えるケアの推進 （地域包括ケアシステムの推進）	介護従事者向け認知症研修事業 （高齢者福祉課）	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 4回開催 ・開設者研修 1回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催  2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	1. 認知症ケアの充実を図るため、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。  2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催  2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催
		認知症サポーター養成事業 （高齢者福祉課） 【再掲】	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人（サポーター）の育成	認知症サポーター養成講座の開催（市町村実施分を含む） 養成数：2,848名	認知症サポーターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポーター養成講座の開催（市町村実施分を含む） 養成数：5,000名
		地域包括支援センター運営支援事業 （高齢者福祉課）	各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支障事業・新卒防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	地域包括支援センター職員への研修 地域包括支援センター連絡会での情報提供 地域包括支援センターの住民向け周知	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図っていく。	12月研修1回(100名程度の参加予定)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
31	④互助の仕組みづくりの推進(社会参加の促進)	高齢者大学校運営事業 (高齢者福祉課)	島根県高齢者大学校の運営、高齢者に継続的かつ計画的な学習の場を提供するため、原則満60歳以上の学生を募集	9月～東部校・西部校開講 入学生:東部校22名、西部校11名 修業期間:2年間 島根県社会福祉協議会への事業支援	カリキュラムの改編等により、引き続き地域福祉の担い手としての人材育成を目指した学習の場の提供の充実の充実に努める。	7月 東部校30期生、西部校28期生修了 修了者:東部校32名、西部校13名 9月～東部校32期生、西部校31期生開講 定員:東部校50名、西部校29名 修業期間:2年間 島根県社会福祉協議会への事業支援
		市町村老人クラブ連合会 (高齢者福祉課)	市町村老人クラブ連合会が行う社会参加や健康づくり等の各活動への支援、島根県老人クラブ連合会における活動推進員との活動や健康づくり支援事業への取り組みへの支援	市町村老人クラブ連合会への取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業	クラブ数・会員数とも減少傾向にある老人クラブの活動のより一層の活性化を図るため、引き続き事業支援や県の広報媒体による広報等による支援を実施する。	市町村老人クラブ連合会への取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業
32	⑤権利保護の推進	日常生活自立支援事業 (地域福祉課)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の実施 ・実施主体:県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容:福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス、定期的訪問による状態把握	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める	判断能力が不十分の方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)	市町村社協が法人後見受任するために必要な技術的助言を ・実施主体:市町村社協 ・後見業務の内容:身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見受任するために必要な技術的助言を行う。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後ともニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見受任するために必要な技術的助言を行っていく。
		地域見守りネットワーク (環境生活総務課)	高齢者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の被害を防止するため、本人や家族等への注意喚起や啓発等に ・島根県高齢消費者被害防止対策会議(11月・書面開催) ・島根県高齢消費者被害防止対策会議(11月・書面開催) ・独居高齢者向け消費者被害防止啓発材料の作成・配布(11月、31,000部)	市町村地域見守りネットワークの設置状況調査(6月) ・市町村への巡回訪問説明(8～3月) ・地域見守りネットワーク研修会(開催希望なし) ・地域見守りサポーター養成講座(開催希望なし) ・島根県高齢消費者被害防止対策会議(11月・書面開催) ・独居高齢者向け消費者被害防止啓発材料の作成・配布(11月、31,000部)	市町村の状況を踏まえ、出前講座や訪問説明等を行った結果、8市町で地域見守りネットワークが設置された。 今後とも市町村に対し地域見守りネットワークの設置促進を継続する。	市町村地域見守りネットワークの設置状況調査(6月) ・地域見守りネットワーク研修会(開催希望の2カ所) ・見守りサポーター養成講座(開催希望の2カ所) ・島根県高齢消費者被害防止対策会議(11月) ・高齢者向け啓発グッズの作成・配布

## Ⅱ 各人権課題に対する取組

### 4. 障がいのある人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
33	障がいの有る理由と異なる差別の解消の推進	障がいの有る理由と異なる差別の解消推進事業 (障がいの福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むことともに、差別的取組への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する ・研修を実施(あわせて研修資料を改定予定) ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう 島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の関係などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化	あいサポートメッセンジャー等が行う普及啓発研修により、あいサポートメッセンジャー数は着実に増加しており、今後も県民及び事業者に対し障がいを理由とする差別解消意識の向上に向けて継続反復的に取り組んでいく。	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する ・研修とともに、メッセンジャーの実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう 島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の関係などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
34	障がいの有る理由と異なる差別の解消の促進	障がいの有る理由と異なる差別の解消推進事業 (障がいの福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むことともに、差別的取組への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する ・研修を実施(あわせて研修資料を改定予定) ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう 島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の関係などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化	あいサポートメッセンジャー等が行う普及啓発研修により、あいサポートメッセンジャー数は着実に増加しており、今後も県民及び事業者に対し障がいを理由とする差別解消意識の向上に向けて継続反復的に取り組んでいく。	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する ・研修とともに、メッセンジャーの実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう 島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の関係などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
35	特別支援教育の推進	県地域生活支援事業 (障がいの福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
			特別支援学校に通学する幼児・児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給	引き続き特別支援学校の児童生徒等に支給する	引き続き特別支援学校の児童生徒等に支給する	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
36	④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	令和3年度実施状況 新任教職員研修 263名(特別支援教育) 特別支援学校教諭 5月13日、14日 小・中・高校教諭 5月14日(松江)、20日(出雲)、13日(西部) 養護教諭・栄養教諭 5月13日 実習教員・幼稚園教諭 5月14日 学校事務職員 1月28日 4. 教職経験6年目研修 207名(特別支援教育) 8月2日、4日、5日、6日のいずれか1日	新任教職員研修、教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修の受講者を対象に、経験年数に応じて特別支援教育の推進について講義や協議を行い理解を図るとともに、特別支援教育の現点を教育活動の基盤に陥えて実践しようとする意欲を高めることができた。	3. 新任教職員研修 273名(特別支援教育) 特別支援学校教諭・宿舎指導員 5月12日、9月29日、30日 小・中・高校教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) 養護教諭・栄養教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) 幼稚園教諭 5月13日 実習教員 9月30日(軍部)、29日(西部) 学校事務職員 1月27日 4. 教職経験6年目研修 181名(特別支援教育) 5月11日、17日、20日のいずれか1日 5. 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修 165名(特別支援教育) I 幼稚園教諭 8月17日 II 上記以外の者 8月1日、2日、4日のいずれか1日 6. 新任講師等研修 134名 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 松江・隠岐 9月21日 出雲 9月15日 浜田・益田 9月16日 7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(西部)、27日(東部) (76名) 「特別支援教育」(特別支援教育課) 8. 管理職研修(新任校長) 5月24日 (64名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)
				令和3年度実施状況 新任教職員研修 263名(特別支援教育) 特別支援学校教諭 5月13日、14日 小・中・高校教諭 5月14日(松江)、20日(出雲)、13日(西部) 養護教諭・栄養教諭 5月13日 実習教員・幼稚園教諭 5月14日 学校事務職員 1月28日 4. 教職経験6年目研修 207名(特別支援教育) 8月2日、4日、5日、6日のいずれか1日 5. 中堅教諭等資質向上研修 171名(特別支援教育) I 幼稚園教諭 8月19日 II 上記以外の者 8月2日、3日、4日のいずれか1日 6. 新任講師等研修 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 松江・隠岐 9月22日(38名) 出雲 9月15日(46名)、 浜田・益田 9月17日(32名) 7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月28日(76名) 「特別支援教育」(特別支援教育課) 8. 管理職研修(新任校長) 5月25日(64名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)	初めて県内の公立学校で講師として勤務する者を対象に、特別支援教育の推進について講義を行い、特別支援教育の基本的な事項について理解を図ることができた。 新任の副校長、教頭を対象に特別支援教育の推進について自主研修と講義・演習を通して、管理職としての資質能力を高めることができた。 新任の校長を対象に特別支援教育の推進について自主研修を通して、学校経営責任者としての資質能力を高めることができた。	新任教職員研修 273名(特別支援教育) 特別支援学校教諭・宿舎指導員 5月12日、9月29日、30日 小・中・高校教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) 養護教諭・栄養教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) 幼稚園教諭 5月13日 実習教員 9月30日(軍部)、29日(西部) 学校事務職員 1月27日 4. 教職経験6年目研修 181名(特別支援教育) 5月11日、17日、20日のいずれか1日 5. 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修 165名(特別支援教育) I 幼稚園教諭 8月17日 II 上記以外の者 8月1日、2日、4日のいずれか1日 6. 新任講師等研修 134名 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 松江・隠岐 9月21日 出雲 9月15日 浜田・益田 9月16日 7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(西部)、27日(東部) (76名) 「特別支援教育」(特別支援教育課) 8. 管理職研修(新任校長) 5月24日 (64名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
36		特別支援教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修講座の実施	ミドルリーダー育成研修 10月13日(44名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(鳥取大学附属特別支援学校 長 三木裕和氏)	鳥取大学附属特別支援学校長三木裕和氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」を行い、ミドルリーダーとして学校運営の中心的役割を担うための力量を高めることができ	ミドルリーダー育成研修 10月12日(40名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(鳥根大学大学院教授 原広治氏)
37	⑤地域生活の充実	障がい者スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	鳥根県障がい者スポーツ大会の開催。全国大会、中四国プロボウリング予選会への選手派遣及び選手強化	令和3年度実施状況 ミドルリーダー育成研修 10月13日(44名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(鳥取大学附属特別支援学校 長 三木裕和氏) 特別支援教育研修講座 (教育指導課) (教育センター) 生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・生徒理解と支援講座 9月10日 ・特別支援教育専門講座 9月9日 ・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座 10月1日 ・特別支援学級担任3年目研修 東部7月9日 西部7月7日 ・小・中学校特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修 第1回 4月22日 第2回 松江12月10日 出雲11月24日 西部11月19日 ・特別支援学級担任スキルアップ研修 第1回 東部7月2日 西部6月30日 第2回 学校会場 全6回 9～12月 第3回 東部1月21日 西部1月19日 ・新任特別支援教育コーディネーター研修 東部5月26日 西部5月27日 隠岐5月28日	前年度までの成果・今後の目標等 新型コロナウイルスの影響で競技大会中止等に伴い、実施できなかった事業が複数あった。今年度は、十分な感染症対策を行ったうえで、事業を実施していく必要がある。	令和4年度実施計画 第21回全国障害者スポーツ大会 10/23～25(三重県) →新型コロナウイルスの影響により大会中止 第22回全国障害者スポーツ大会中四国プロボウリング予選会 →新型コロナウイルスの影響により予選会中止 5/15～16(愛媛県) ソフトボール(知的) 5/22～23(岡山県) サッカー(知的) 6/12～13(徳島県) バスケケットボール(男・女)(知的) 6/12～13(高知県) ハレーボール(知的・精神) 第22回鳥根県障がい者スポーツ大会 4/29 ポウリング・水泳(松江市) 5/8 陸上(松江市) 5/15 フライイングディスク(浜田市) 5/22 卓球・アーチェリー(出雲市) 6/6 ポッチャヤ(松江市) 9/4 ソフトバレーボール(江津市) 11/13 グラウンドゴルフ・ソフトボール(出雲市) →ソフトボールは参加申込みが団体のみとなり中止 11/27 バドミントン(出雲市)
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課)  (44名)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	令和3年度実施状況 鳥根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・鳥根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	前年度までの成果・今後の目標等 鳥根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・鳥根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	令和4年度実施計画 鳥根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・鳥根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。



No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
37		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
38	⑥就労支援の取組	障がい者の雇用促進・安定事業 (雇用政策課)	障がい者の雇用促進を図るための広報、フォーラムの開催	「障がい者雇用促進月間」(9月)における広報 ・障がい者雇用促進に係る啓蒙パンフレットの作成 ・障がい者雇用促進フォーラム(雲南・浜田)の開催 ・障がい者雇用の関係者との連携 (参加者数) 10月1日 浜田会場 19名 10月12日 雲南会場 31名	県内の民間企業における実雇用率は年々上昇しているが、障がい者雇用が更に進むよう、引き続き啓発を進める。	「障がい者雇用促進月間」(9月)における広報 ・障がい者雇用促進に係る啓蒙パンフレットの作成 ・障がい者雇用促進フォーラム(松江・大田)の開催 ・障がい者雇用の関係者との連携 ・障がい者の安定的雇用の見込まれる特例子会社の設立を支援
39	⑦ひとにやさしいまちづくりの推進	障がい者理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)	障がい者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポーター運動)に取り組みとともに、差別的取組への対応のための体制の整備	「あいサポーター運動」 ・新開などによる広報活動を実施 ・県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ・障がい者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化	あいサポーター・スマートフォン等が行う普及啓発研修により、あいサポーター数は着実に増加しており、今後も県民及び事業者に対し障がい者理由とする差別解消意識の向上に向けて継続・反復的に取り組みを行っていく。	「あいサポーター運動」 ・新開などによる広報活動を実施 ・県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ・障がい者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
40	⑧権利擁護のための施策の充実	県地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	「島根県障害者社会参加推進センター」等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通じて、社会参加を推進。	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	「島根県障害者社会参加推進センター」等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通じて、社会参加を推進。
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
40	⑨権利擁護のための施策の充実	障がい者虐待防止対策支援事業(障がい福祉課)	障がい者虐待の未然防止や早期発見、被害者等への適切な支援のため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。	「障がい者虐待防止・権利擁護研修事業」 ・障がい者虐待防止対策研修を実施 ・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 ・県民・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣	障がい者虐待防止・権利擁護研修事業 ・障がい者虐待防止対策研修を実施 ・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 ・県民・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣	「障がい者虐待防止・権利擁護研修事業」 ・障がい者虐待防止対策研修を実施 ・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 ・県民・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
40		<p>県地域生活支援事業 (障がい福祉課)</p> <p>【再掲】</p> <p>市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)</p> <p>【再掲】</p> <p>日常生活自立支援事業 (地域福祉課)</p> <p>【再掲】</p> <p>法人後見委任体制の整備 (地域福祉課)</p> <p>【再掲】</p>	<p>ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施</p> <p>市町村が実施する事業に対し、助成</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等 ・実施主体 ・県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 ・日常的金融管理サービス ・書類等預かりサービス ・定期的訪問による状態把握</p> <p>市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 ・県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 ・身上監護、財産管理等</p>	<p>令和3年度実施状況</p> <p>鳥根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・鳥根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。</p> <p>相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施</p> <p>引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた</p> <p>引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める</p> <p>判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。</p> <p>成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後ともニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。</p> <p>着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>鳥根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・鳥根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。</p> <p>相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施</p> <p>引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める</p> <p>引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める</p> <p>成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後ともニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。</p>

II 各人権課題に対する取組

5. 同和問題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和4年度実施計画
41	①教育・啓発の推進	人権教育地域活性化事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権課題の解決方策について、地域ぐるみで協議	令和3年度実施状況 第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(5~6月) 研修会(講演・演習) ・講演「であいなつながら差別解消を目指す北芝のまちづくり」 ～たれもが安心してすみよつづけられるまちへ～ ・講師 暮らしづくりネットワーク北芝より ・松江会場(8月5日)、浜田会場(8月6日)、隠岐サテライト会場(同日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(1~2月)	人権教育の組織と取組の活性化をねらいとし、2回の担当者会、研修会を行っている。各市町村の課題を明確にし、いろいろな人を巻き込んで人権教育を推進したりするきっかけづくりに役立っている。またテレビ会議システムを活用したことによって、町村の自主的な取組にもつながった。今後、テレビ会議システムを活用した研修の持ち方を検討していく必要がある。	第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(5~6月) 研修会(講演・演習) ・講演 ひとひぼちのなないまへ ～地域の子どもを支えるために必要なこと～(仮) ・講師 こともしょーシヤルワークセンター(幸重社会福祉士事務所)代表 幸重 忠孝 さん ・隠岐会場(8月2日)、松江会場(8月9日)、益田会場(8月10日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(1~2月)
		人権を考える県民のつどい (人権同和教育課)	県民全体を対象として実施する人権教育及び啓発のための、人権教育啓発活動展及び講演	OWeb講演 ・期日:10月22日(金)9:00~28日(木)17:00 ・講師:石川 結香さん ・島根県同和教育推進協議会連合会共催 ・約300名視聴	集合型の研修がなかなかできない中、オンライン配信で講演を実施した。 「いまね人権フェスティバル」と同時開催し、多様な催し物への参加が可能となるよう工夫している。 市町村推進協議会からの参加者が減少傾向にあるので、趣旨説明の徹底も含め参加を促す働きかけを改めて行う必要がある。	・期日:10月16日(日) ・会場:雲南市加茂文化ホール ラメール(雲南市) ・講師:島田 妙子さん ・島根県同和教育推進協議会連合会共催
		人権教育研究促進事業 (人権同和教育課)	地域の实態に即した人権教育の促進を図るため、市町村同和教育推進協議会の連合体組織である島根県同和教育推進協議会に委託	ブロックごとに研修会を実施予定 新型コロナウイルス感染症予防のため、例年と違う形で実施するブロックもある。	ブロックごとに研修会を実施予定 新型コロナウイルス感染症予防のため、例年と違う形で実施するブロックもある。	ブロックごとに研修会を実施予定
		人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通して、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	人権教育担当主任等研修において配布予定。	人権教育担当主任等研修において配布予定。	人権教育担当主任等研修において配布予定。
		差別意識の解消に向けた教育の推進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高める。また、教科指導やホームルーム活動を中心に人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高める。また、教科指導やホームルーム活動を中心に人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高める。また、教科指導やホームルーム活動を中心に人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。
		人権啓発指導者養成事業 (人権同和教育課)	各地域及び各種団体の指導者養成	令和3年度実施状況 第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(5~6月) 研修会(講演・演習) ・講演「であいなつながら差別解消を目指す北芝のまちづくり」 ～たれもが安心してすみよつづけられるまちへ～ ・講師 暮らしづくりネットワーク北芝より ・松江会場(8月5日)、浜田会場(8月6日)、隠岐サテライト会場(同日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(1~2月)	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。H26年度から県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。隠岐講座は、新型コロナウイルス感染症予防のため、やむなく中止とし、公開講座のみテレビ会議システムを使用して実施した。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月30日、7月6日、7月21日、8月3日 浜田市 隠岐講座 8月31日、9月1日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) ※隠岐講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月30日、10月20日、11月5日、12月6日 大田市

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
41				<p>4 人権教育地域域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>5. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月29日 大田市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 講演内容を録画し、各団体に研修を実施</p> <p>6. 同和問題青年団体研修 12月4日 雲南市</p>	<p>4 人権教育地域域中核指導者連絡協議会 1月27日 出雲市</p> <p>5. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市</p> <p>6. 同和問題青年団体研修 12月初旬 大田市</p>	
42	②就労問題への取組	若年者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	若年者等の職業訓練を実施し、関連産業等への早期就職を円滑にすることを図る。 新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、難関職者等の円滑な再就職を支援する。	<p>県立高等技術校において公共職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 109名 西部高等技術校 2コース 18名</p> <p>県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 37コース 297名 西部高等技術校 13コース 147名</p>	<p>R3年度の就職者数 69人 関連産業界へ多くの人材を輩出しており、引き続き職業訓練を実施していく。</p> <p>R2年度就職者数 266人 (R3年度は未確定) 多くの方の就職につなかっており、引き続き職業訓練を実施していく。</p>	<p>県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 146名 西部高等技術校 2コース 20名</p> <p>県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 37コース 297名 西部高等技術校 13コース 147名</p>
43	③就学援助への取組	人権教育推進連絡協議会 (人権同和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるための、協議や情報交換の実施	<p>○第1回 教育会館 4月6日(火) ○第2回 オンライン 2月14日(月)</p> <p>○会場 期日 あすてらす 4月23日(金) 隠岐合同庁舎 6月1日(火)</p> <p>○内容 ・説明「これからの人権教育」 「学校と福祉の連携について」 「市町村教育委員会における人権教育研修の実施状況について」 ・分科会①～④ 協議・情報交換</p> <p>○松江市11月15日(月)、安来市11月28日(木) ○出雲市10月22日(金)、雲南市12月8日(水)、奥出雲町12月14日(火)、飯南町8月17日(火) ○浜田市8月30日(月)、大田市9月9日(木)、江津市11月1日(月)、川本町8月30日(月)、美郷町11月1日(月)、邑南町9月9日(木) ○益田市9月3日(金)、津和野町8月30日(月)、吉賀町8月30日(月) ○隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村 オンライン10月7日(木)</p>	<p>○第1回 教育会館 4月6日(火) ○第2回</p> <p>○会場 期日 あすてらす 4月22日(金) 隠岐合同庁舎 6月1日(火) ○内容 ・説明「島根がめざす人権教育」 「市町村教育委員会における人権教育研修の実施状況について」 「島根県教育センター研修について」 ・事例発表「学習支援事業」「学校・福祉連携モデル事業」 ・協議・情報交換</p> <p>○19日町村 ○08月～12月に訪問予定</p>	<p>○第1回 教育会館 4月6日(火) ○第2回</p> <p>○会場 期日 あすてらす 4月22日(金) 隠岐合同庁舎 6月1日(火) ○内容 ・説明「島根がめざす人権教育」 「市町村教育委員会における人権教育研修の実施状況について」 「島根県教育センター研修について」 ・事例発表「学習支援事業」「学校・福祉連携モデル事業」 ・協議・情報交換</p> <p>○19日町村 ○08月～12月に訪問予定</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
43		進路保障推進事業(体験活動・交流活動)(人権同和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障のための学習支援、体験活動や交流活動の実施	(休止)		(休止)
44	④生活環境への取組	地方改善施設整備費補助金(厚生労働省)(人権同和对策課)	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設の整備に要する費用の一部を補助し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。	令和3年度は申請がなかった。今後必要に応じて事業を実施	今後もニーズの高い地域において事業の実施を図る。	令和4年度は申請がなかった。今後必要に応じて事業を実施
45	⑤産業振興への取組	起業家スクール開催事業(中小企業課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(運轉講座)を開催する。	<p>1. しまね起業家スクール実行委員会(構成団体:高根農工商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、高根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。</p> <p>令和3年度も、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。</p> <p>1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 6月12日(土)～10月30日(土)(全12回) 3. 会場 テクノアークしまね ※オンライン受講可 4. 講師 株式会社三十八花堂 保田眞子氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 マインドアップ編2千円、ブラッシュアップ編8千円、両方受講8千円(学生は受講料半額)</p>	<p>令和3年度、第22期起業家スクールは41名(オンライン10名)が受講し、29名(オンライン5名)が修了。事業計画作成、プレゼンテーション等、起業・創業に向けてのスキルの習得とともに、ネットワークを構築できる場を受講生に提供した。今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実に努めたい。</p>	<p>1. しまね起業家スクール実行委員会(構成団体:高根農工商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、高根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。</p> <p>令和4年度も、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。</p> <p>1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 6月18日(土)～10月15日(土)(全12回) 3. 会場 テクノアークしまね ※オンライン受講可 4. 講師 地産と器のひとしずく 江角 美紀子 など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングの基礎」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 一般:7,000円 学生:4,000円</p>
		中小企業等経営革新支援(中小企業課)	経営革新計画の策定にあたっての相談、計画の承認、承認後に各種の支援策の紹介を通じて経営革新の支援の実施(中小企業者等が、商工会議所、商工芸等の助言・支援を受けて、当該企業独自の経営革新計画を策定し、県がその計画を承認。当該企業は低利融資等の支援策を受けながら、上記計画を実行)	<p>対象者 経営革新(新商品や新役種の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時</p>	<p>令和3年度の承認件数は前年度の66件から増加し91件で、年間の目標件数である50件を上回った。今後継続して新たな案件の掘り起こしを行っていく必要がある。</p>	<p>対象者 経営革新(新商品や新役種の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
45		事業継続力強化アドバイザー派遣事業(中小企業課)(土木総務課)	経営力の強化や事業承継などについて、経営に關する専門的なアドバイザーを必要としている中小企業者にアドバイザーを無料で派遣	実施機関 商工会講師、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。 派遣実績 派遣先企業数 230件(延べ派遣件数837回) うち建設業対策分 12件(延べ派遣件数30回)	各企業の課題に応じた専門家の派遣により効果的かつ計画的な経営改善への取組みを支援することができた。 建設業の異分野進出や経営改善等に貢献した。 近年、事業者が抱える課題も多様化してきており、事業の成長発展への支援のみならず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等に取組む事業の持続的発展への支援を図っていく。	実施機関 商工会講師、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。
46	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	担い手育成緊急地域対策事業 同和対策推進事業(人権同和対策課)	経営の零細な農家が多く占める地域(担い手育成緊急地域)の活性化を図るため、経営構造コンダクターを配置するとともに、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施 隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 24日/年 経費負担 コンダクターの人的費及び活動経費を負担 2. 営業指導 2カ所 隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助。	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 108日/年 経費負担 コンダクターの人的費及び活動経費を負担 2. 表証ほの設置 2カ所 隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助。	1. 公益財団法人鳥根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 2. 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り 3. 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化
47	⑦「えせ同和行為」の排除	えせ同和行為対策事業(県警組織犯罪対策課)	えせ同和行為の排除に關する広報・相談活動の実施	1. 公益財団法人鳥根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 ・(公財)鳥根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した。 2. 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り ・えせ同和関係の相談及び事件の認知なし 3. 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化 ・不当要求防止に関する講演会等、39回実施、817人が受講	関係機関との情報交換を実施し、特に行政機関を対象とする各種講習会等において、アンケート調査結果及びえせ同和行為被害の類型を説明し、不当要求行為等への対応要領の指導を行うことで、えせ同和行為への対策を図った。 今後とも引き続き、関係機関と緊密に連携して有益な情報交換を行い、講習会等の開催を推進して、えせ同和行為の認知度を高め、対応要領を向上させることで被害防止に努める。	1. 公益財団法人鳥根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 2. 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り 3. 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化
		えせ同和行為の排除(人権同和対策課)	えせ同和行為の排除に關する広報・相談活動の実施	排除について適切に対処しているところではあるが、今後も各市町村や庁内各課に対して引き続き啓蒙を継続していく。 (本課への報告件数) ・H28~5件、H29~0件、H30~0件、R1~1件、R2~2件	年度当初、各市町村や庁内各課に対して、排除に向けて適切に対処されるように依頼する。また、関係機関(法務局、警察本部、弁護士会等)による連絡会に参加し、排除に向けて取り組む。	年度当初、各市町村や庁内各課に対して、排除に向けて適切に対処されるように依頼する。また、関係機関(法務局、警察本部、弁護士会等)による連絡会に参加し、排除に向けて取り組む。

II 各人権課題に対する取組

6. 外国人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
48	①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)	平成28年度新規事業。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時:令和3年10月24日(日) 場所:臺南市加茂文化ホール ラメール 内容:ワークショップ、啓発展示等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	様々な人権問題を理由とする偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会として実施する。	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時:10月16日(日) 場所:臺南市加茂文化ホール ラメール
49	②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)	研修及び平等の教育活動のなかで実施	1. 各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の面での指導力の向上をより図った。 2. 教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援した。 3. オンライン会議による交流、大學生の留学生との交流を通して、外国の文化や外国人にに対する理解が深まった。今後も継続していく必要がある。	1. 研修を実施し、内容を改善しながら、共生社会の実現を目指し、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2. 研修等とおして教員の理解と指導力向上を図ったが、今後も内容の充実を検討しながら継続する必要がある。 3. オンライン会議による交流、大學生の留学生との交流を通して、外国の文化や外国人にに対する理解が深まった。今後も継続していく必要がある。	1. 各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の面での指導力の向上をより図っていくことを目指す。 2. 教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援していく。 3. オンライン会議による交流、大學生の留学生との交流を通して、外国の文化や外国人にに対する理解が深まった。今後も継続していく必要がある。
50	③外国人住民のための労働環境の整備	外国人材雇用情報提供窓口(雇用政策課)	外国人材の雇用が適正に行われるよう企業等に対する情報提供を行う。	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	外国人材の雇用が適正に行われるよう、外国人材雇用情報提供窓口を通じた情報提供を行う。	県内企業等からの外国人材の雇用に関する個別相談 ・外国人材の雇用に関するセミナーや出前講座

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
51	④外国人住民のための相談体制の充実	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)  【詳細】	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を旨とするための事業の実施	令和3年度実施状況 1. 外国人地域サポーターの配置 ・サポーター数:7市に配置、14個人・団体に委嘱(うち外国人住民4名) ・活動実績:619件 ・活動内容:情報提供、現状・ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援等 2. 多言語による相談体制の充実 ・ポルトガル語対応の相談員2名、ベトナム語の翻訳対応の相談員1名を配置 ・専門家(弁護士・精神科医等)による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保 ・三省通訳システムの活用により20言語に対応 ・利用実績:1,946件	外国人住民の増加・定住化に伴い、増加・複雑化する相談に対応するため、三省通訳システムを20言語対応とすなど相談体制の充実に取り組んだ。 今後も外国人住民への支援体制を強化するため、相談体制・機能の充実に図っていく必要がある。	1. 外国人地域サポーターの配置  2. 多言語による相談体制の充実 ・相談コーディネーター1名、ポルトガル語対応の相談員2名、ベトナム語の翻訳対応の相談員1名を配置 ・専門家(弁護士・精神科医等)による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保



## II 各人権課題に対する取組

### 7. 患者及び感染者等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
52	①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に関する普及啓発事業 (健康推進課)	ハンセン病にかかる普及啓発活動	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置	ハンセン病問題への正しい理解はある程度広まっているものの、さらに広げ、かつ深めるため、島根県医師会と協働して普及啓発活動を引き続き行うとともに、市町村との連携を図ることや民間団体への支援によって、より効果的な普及啓発ができる体制づくりを進める必要がある。	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置
53	②HIV感染者等に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発の推進	Eイズ対策特別促進事業 (感染症対策室)	Eイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を払拭し、正しい理解と認識を深めるための啓発事業の実施	1. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者:県民一般 内容:街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査 2. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 対象者:県民一般 内容:普及週間に合わせた無料の相談及び検査	日本におけるHIV感染者とエイズ患者を合わせた新規報告数は、近年減少傾向となっており増加したが、エイズ患者の新規報告数は4年連続で増加した。島根県では、平成2年から平成19年までに感染者9名、患者3名であったが、平成20年以降は感染者14名、患者10名の状況である。 保健所における検査件数は、年間120件となっているが、新規報告者は男性が多く、感染経路も同性間・異性間の性的接触が高率であることから、様々な機会を利用して、「保健所の相談窓口、無料・匿名検査」の周知を図る。	1. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者:県民一般 内容:街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査 2. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 対象者:県民一般 内容:普及週間に合わせた無料の相談及び検査
54	③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症やエイズ予防に対する啓発活動 (保健体育課)	性感染症(Eイズを含む)に対する正しい理解と認識を深めるための研修	健康教育研修…日時:6月22日、対象:小中高特別支援学校の学校保健担当教員(浜田、益田教育センター、オンライン)、会場:浜田教育センター、オンライン 健康教育研修…日時:8月23日～9月30日オンデマンド、対象:小中高特別支援学校の養護教諭(松江、出雲、隠岐地区の県立学校)237名 内容:「性に関する指導の手引」や「学校保健計画策定の手引」を「子元氣プラン」等資料の周知・啓発を行う。	「学校保健計画策定の手引」を「子元氣プラン」等資料の周知・啓発を行う。 島根県では年間80名前後の新規結核患者が発生しており、その8割が65歳以上の高齢者となっている。高齢者には結核の特徴的な症状が与えられないことも多く、発見が困難なこともあったことから、高齢者施設や医療機関を対象とした研修会を実施するほか、県民への結核についての正しい知識の啓発を実施する。	健康教育研修…対象:小中高特別支援学校の学校保健担当教員(松江、出雲、隠岐教育事務所管内、松江、出雲、隠岐地区の県立学校)養護教諭研修…対象:小、中、高、特別支援学校の養護教諭(浜田、益田教育事務所管内、大田市以西の県立学校) 内容:「性に関する指導の手引」や「学校保健計画策定の手引」を「子元氣プラン」等資料の周知・啓発を行う。
54	④感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (感染症対策室)	感染症の患者に品質かつ適正な医療を提供すること、患者の早期の社会復帰を図る	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者:県民一般 内容:研修会等、媒体を活用した啓発	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者:県民一般 内容:研修会等、媒体を活用した啓発	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者:県民一般 内容:研修会等、媒体を活用した啓発

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
54				<p>令和3年度実施状況</p> <p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんに行かないよう、早期発見により治療に力を入れる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は検査を受けていた、ただ、よう周知し、また、感染者に対する差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>
55	④ 難病患者等への支援	講演会開催・難病医療研修事業(難病患者に対する正しい知識の啓発)(健康推進課)	<p>難病フォーラム</p> <p>難病医療研修事業</p>	<p>令和3年度実施状況</p> <p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんに行かないよう、早期発見により治療に力を入れる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は検査を受けていた、ただ、よう周知し、また、感染者に対する差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>
56	⑤ インフォームド・コンセントの普及	医療安全支援センター事業(医療政策課)	<p>医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施</p>	<p>令和3年度実施状況</p> <p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんに行かないよう、早期発見により治療に力を入れる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は検査を受けていた、ただ、よう周知し、また、感染者に対する差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>

II 各人権課題に対する取組

8. 犯罪被害者とその家族

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
57	①犯罪被害者等に対する理解の増進	被害者支援講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等への置かれている状況について県民の理解と配慮の促進を図るため、犯罪被害者等による講演会の開催	令和3年度実施状況 1 日時:11月6日(土) 場所:県民会館 講師:加藤 裕司氏 参加人数約70人 サポートセンター-開催後援 2 日時:9月9日 場所:県警察学校 講師:中谷 加代子氏 参加人数約20人 3 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」※13回実施	前年度までの成果・今後の目標等 犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の声に耳を傾けることは重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図った。 今後、犯罪被害者等の講演会や中高生を対象として「命の大切さを学ぶ教室」等の被害者支援講演会を開催するため、令和3年度は各中学・高校に希望調査を行い、年間の計画を策定した。	令和4年度実施計画 1 日時:11月12日(土) 場所:県民会館 講師:中谷 加代子氏 参加人数約70人 サポートセンター-開催後援 2 日時:9月初旬 場所:県警察学校 講師:未定 参加人数約20人 3 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」※15回予定
58	②犯罪被害者等に対する支援の増進	犯罪被害者週間における啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	「犯罪被害者週間」において、被害者支援に対する県民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施	令和3年度実施状況 1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・6/1~6/12 「命の絆展」(鳥根大学附属図書館) ・11/25~12/8 犯罪被害者支援パネル展示(いきいきプラザ島根) ※県と県警で共同実施 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 11月15日(木)イオン松江店においてチラシ配布及びパネル展示を実施 その他、各所、イベント等においてチラシ配布等実施 3 その他 ・警察音楽隊演奏会の開催 1月29日(土) 鳥根県民会館 ・新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等各種広報媒体を活用した広報を実施	前年度までの成果・今後の目標等 啓発パネルの展示、街頭啓発活動などの広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も広く県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間期間中に東西部の隔りの無い開催に努める。	令和4年度実施計画 1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による啓口広報 ※県と県警で共同実施 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (大型ショッピング施設等) 4 警察音楽隊コンサートにおける広報

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
58		犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報課)	捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策の推進	令和3年度実施状況 1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 132件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 19件9人 3. 初診料、診断書料等の公費支出 26件 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 0件 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 0件 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 2件 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 0件 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における鑑査室備品等の整備 ・ご遺体引き渡し前に要する消耗品等の配備 ・被害品返付時の精神的負担に配慮した紙袋の配備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話の配備	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するための各種施策を推進した。今後も継続して支援活動を推進し、捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	令和4年度実施計画 1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 3. 初診料、診断書料等の公費支出 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における鑑査室備品等の整備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
58	犯罪被害者等見舞金制度(環境生活総務課消費とくらしの安全室)	犯罪被害者等への心情を理解するため、警察職員に対する教養や研修の実施	<p>犯罪被害者等への心情を理解するため、警察職員に対する教養や研修の実施</p> <p>犯罪被害者等による被害を受けた犯罪被害者等に対する見舞金支給の趣旨を周知し、被害者等が安心して生活できるように努める。</p> <p>犯罪被害者等に対する見舞金支給の趣旨を周知し、被害者等が安心して生活できるように努める。</p> <p>犯罪被害者等に対する見舞金支給の趣旨を周知し、被害者等が安心して生活できるように努める。</p>	<p>令和3年度実施状況 9月6日～9月10日(5日、10人)</p> <p>1. 被害者支援専科の実施</p> <p>2. 各種専科研修での講義</p> <p>3. 被害者支援連絡協議会による活動</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>犯罪被害者等による講演会を開催し、警察に列する思いや要望を聞くなど理解を深めた。今後も専科等において犯罪被害者等による講演会を開催するなど、教養や研修に努める。</p>	<p>令和4年度実施計画 9月12日～9月16日(5日、10人程度)</p> <p>1. 被害者支援専科の実施</p> <p>2. 各種専科研修での講義</p> <p>3. 被害者支援連絡協議会による活動</p>
				<p>令和4年4月1日に創設のため実施無し。</p>	<p>令和4年4月1日創設のため実施無し。申請があれば審査を行い適切に給付する。</p>	<p>犯罪被害者等見舞金制度の適切な運用</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
59	③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進	関係機関・団体との連携強化 (環境生活総務課) (県警広報課民課)	民間支援団体に対する支援 提供	令和3年度実施状況 1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が受けられることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 リンク及び募金箱設置等による寄附 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報課民課)	前年度までの成果・今後の目標等 島根被害者サポートセンターに対し、委託料等により財政的支援を行ったほか、ボランティア養成講座へ講師を派遣するなど、人的支援を行った。「犯罪被害者等早期援助回体」として、今後犯罪被害者等が受けられることのない支援を受けることが出来るよう、引き続き支援を行うほか、情報提供を行っていく。	令和4年度実施計画 1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が受けられることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報課民課)
			関係機関・団体との連携強化	令和3年度実施状況 1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 未実施 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 総会の開催(書面開催) 犯罪被害者による講演会の開催(中止) 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 8地区開催(書面開催) 4 市町村犯罪被害者等支援施設担当者会議 (中止につき資料配付)	被害者支援ネットワーク78地区で総会を開催し、連携強化を図った。また、事例検討等を実施し、関係機関との連携強化を図った。 引き続き、島根県被害者支援連絡協議会や市町村犯罪被害者等支援施設担当者会議で、関係機関の連携強化に向けた取組の醸成を図るため、被害者遠征の講演を予定している。	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 総会の開催(7/21開催予定) 犯罪被害者による講演会の開催(未定) 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4 市町村犯罪被害者等支援施設担当者会議

II 各人権課題に対する取組

9. 刑を終えて出所した人等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
60	②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進	再犯防止推進事業 (地域福祉課)	「再犯の防止に関する法律」に基づき、地域の実態に応じた再犯防止等の施策の在り方について、関係機関と検討を行い、「島根県再犯防止推進計画」を策定した。	「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地域の実態に応じた再犯防止等の施策の在り方について、関係機関と検討を行い、「島根県再犯防止推進計画」を策定した。	県内の実態に即した地方再犯防止推進計画の策定に取り進む必要がある。	「島根県再犯防止推進委員会」を開催し、「島根県再犯防止推進計画」の進捗状況等を把握・報告する。
		島根県地域生活定着支援センター事業 (地域福祉課)	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対して、福祉サービス等につなげることにより、地域生活への定着をはかり社会復帰に向けた支援を行う。	入所中から帰住地調整を行うコーデイネーター業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行い社会復帰に向けた支援を行った。	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対して、入所中から帰住地調整を行うコーデイネーター業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰に向けた支援を行っていく必要がある。	拘留中から帰住地調整を行う被疑者等支援業務、入所中から帰住地調整を行うコーデイネーター業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行い社会復帰に向けた支援を行う。

II 各人権課題に対する取組

10. 性的指向、性自認等(LGBT等)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
61	①県民に対する取組	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)  [再掲]  人権啓発指導者養成事業 (人権同和对策課)  [再掲]  人権・同和問題職員等 研修事業 (人権同和对策課)  [再掲]	県民に対し、講演会等を実施し、理解を深める啓発の推進  各地域及び各種団体の指導者の養成	<p>1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場3回シリーズで実施 テーマ「性の多様性」等</p> <p>5 人権教育公民館等関係者研修 11月9日 松江市 11月30日 出雲市 10月7日 大田市 10月7日 浜田市 10月28日 益田市 テーマ「性の多様性」</p>	<p>LGBT等に対する周囲の理解の不足が偏見や差別の要因の一つと考えられることから、理解を深める啓発を推進していく。</p> <p>1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。</p> <p>5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が難しい市町村もあり、市町により連携した取組が必要である。</p> <p>2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。現状講座は、新型コロナウイルス感染予防のため、やむなく中止とし、公開講座のみテレビ会議システムを使用し実施した。</p> <p>6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。全体での研修会は実施できなかったが、研修内容を録画し各団体の研修で積極的に活用した。</p>	<p>人権ユニバーサル事業 ・県民を対象とした講演会 テーマ:性的指向、性自認等(LGBT等) 日時、場所については未定</p> <p>1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場3回シリーズで実施</p> <p>今年度は、標記の研修では別の人権課題について取り上げる予定。</p> <p>2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月27日、7月6日 7月19日、7月28日 出雲市 隠岐講座 9月1日、9月2日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) テーマ「性の多様性」等</p> <p>6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市 テーマ「性の多様性」</p> <p>3 LGBT等への理解を深めるための県職員研修ハンズブックの作成 内容:県職員として知っておくべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等</p>



No	基本方針 ②学校における取組	事業名 人権教育研修講座 (人権同和教育課)  【詳細】	事業概要 学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
62				<p>令和3年度実施状況</p> <p>1. 人権教育担当主任等研修</p> <p>○全場・期日          ・松江会場 6月22日(火) 受講者 100名          ・出雲会場 6月17日(木) 受講者 100名          ・浜田会場 6月24日(木) 受講者 87名          ・益田会場 6月8日(火) 受講者 49名          ・隠岐会場 6月1日(火) 受講者 22名</p> <p>○内容          「進路保障を進めるために」          「人権教育担当主任等の役割について」          「県内の人権教育の進捗状況について」          「学校と福祉の連携の必要性について」          「性の多様性が認められる学校づくりについて」          「人権教育全体計画について」          ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>2. 出前講座・要請訪問          「性の多様性が認められる学校づくり」をテーマに実施した学校 14校</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>教職員の「性の多様性」に関する知的理解と人権意識を高めることとをねらいとして、令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を、学校づくり「区別がなされているものやことについて」演習を取り入れた研修を行った。</p>	<p>令和4年度実施計画</p> <p>出前講座・要請訪問において「性の多様性が認められる学校づくり」をテーマに演習を中心とした研修会を実施する。</p> <p>令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」をもとに校内研修用動画を作成し、DVD配布、オンラインコマンド配信を行う。</p>

II 各人権課題に対する取組

11. インターネットによる人権侵害

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
63	11. インターネットによる人権侵害	情報通信メディアを利用した差別事象への対応(人権同和対策課)	インターネットを利用した差別事象への対応	インターネットモニタリングの実施 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 県立大学(学生・教職員)に対するモニタリング研修 1月28日 出雲市	SNS等のインターネットによる人権侵害の防止抑制に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度はやむなく中止とした。	インターネットモニタリングの実施(定期例) 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 7月14、15日 県立大学(学生・職員)に対するモニタリング研修 6月29日(松江キャンパス)
		人権啓発指導者養成事業(人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度はやむなく中止とした。	今年度は、標記の研修では別の人権課題について取り上げる予定。
		人権啓発事業(人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施【再掲】	人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (4)Web講演会「インターネットと人権」配信 配信期間:12月4日(土)～17日(金) 講師:今度 珠美さん(鳥取県情報モラルエデュケーター、 法務省人権擁護委員) 視聴者数:209名	SNS等のインターネット上での人権侵害が問題となっている中で、情報モラルや人権に関する正しい知識を持ってインターネットを利用することについて情報提供を行うことが出来た。県民の関心の高いテーマでもあり、今後も研修等で取り上げる必要がある。	人権・同和問題職員等研修事業で実施予定
		地域行政関係者研修(人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施 地域行政関係者研修会(人権同和対策課)【再掲】	3 地域行政関係者人権・同和問題研修 8月25日・26日 隠岐	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度はやむなく中止とした。	新型コロナウイルス感染症の急拡大により中止 動画を制作し、オンデマンド配信予定

## II 各人権課題に対する取組

### 12. 様々な人権課題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
64	①プライバシーの保護	人権啓発ライブラリアー事業 (人権回和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
65	②迷信	人権啓発ライブラリアー事業 (人権回和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
66	③アイヌの人々	人権啓発ライブラリアー事業 (人権回和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
67	④北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(総務部総務課)	啓発資料・電光掲示板による周知・広報	「拉致問題」に関するポスターを、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施	各種活動を実施することにより、県民に対して着実な啓発を行った。 「拉致問題解決」に向けて、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	「拉致問題」に関するポスターを、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施
68	⑤ホームレスの人権	生活保護制度の活用 (地域福祉課)	最低生活の保障と自立助長	啓発啓蒙アニメめぐみ・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会(実施日:R3.10.3、実施場所:県民会館、参加人数:約20名) ブルリーボン運動	ホームレス状態であっても必要な方には生活保護の適用を行う等の対応が必要であり、今後も継続した取組を行っていく。	生活保護制度の活用により個々の状況に応じた必要な相談対応及び支援を行う。 また、生活困難者自立支援法に基づき自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)と連携しての支援に取り組むほか、一時生活支援事業に関する周知を図った。
69	⑥人身取引(トランプイッキンク)事件の適切な対応	人身取引専任対策事業 (県警生活安全企画課)	関係機関との連携の強化	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「不法就労等外国人労働者問題」地方協議会等の会議等を通じ、入国管理庁及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図った。 今後とも関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
			警察職員に対する啓蒙	警察職員に対する指導・啓蒙の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人身取引専任に関する研修資料を作成、配布するとともに、専科等の機会を通じて啓蒙を実施した。 人身取引専任に対する適正な対応を図るため、今後も職員に対する指導啓蒙を推進する。	①警察職員に対する指導・啓蒙の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
69			広報啓蒙の推進	①広報啓蒙の推進 ②各種講演及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓蒙の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に関する広報ポスター及びリーフレットを警察署へ配布し、各種講習会等における広報啓蒙活動に利用したほか、外国人を雇用する事業所等において、雇用主や外国人従業員に対する啓蒙を行った。 今後あらゆる機会、媒体を活用し、広報啓蒙活動を推進する。	①広報啓蒙の推進 ②各種講演及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓蒙の推進
70	⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族	中国帰国者帰国後自立促進事業(高齢者福祉課)	支援関係者、関係機関との連携の強化	・市町村保護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町村の施行事務監査実施(10～11月)実地監査1箇所、書面監査2箇所	支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、引き続き市町村及び生活保護担当課と連携を深め、連携を円滑にするとともに、支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	・市町村保護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町村の施行事務監査実施(10～12月)実地監査2箇所、書面監査1箇所 ・生活保護新任研修参加(5月)
71	⑧災害と人権	自主防災組織リーダー育成事業 要配慮者・避難行動要支援者対策事業 支援者対策事業(防災危機管理課)	研修を通じて男女共同参画の視点に立った避難所運営や避難行動要支援者の支援体制について理解を深める	【自主防災組織リーダー育成研修】 内容:講演および演習、まちあるき等 日時:11月6日(土)9:30～17:00 11月7日(日)10:00～16:30 場所:安来中央交流センター(安来市安来町896番地1) 参加人数:38名 【避難行動要支援者・個別避難計画実務研修】 内容:講演および事例発表 日時:8月24日(火)14:00～16:30 場所:くまびきメッセ小ホール、いわみーる402会議室、市町村役場 参加人数:181名	本研修を通して災害対応時における男女共同参画の視点的必要性や避難行動要支援者対策の進め方について理解を深めることで今後の防災人材育成および支援体制の充実を図る	自主防災組織リーダー育成研修:年1回の開催 要配慮者・避難行動要支援者実務者研修:年1回の開催
72	⑨その他の人権課題	しまね多文化共生推進事業(文化国際課) 【再掲】 人権啓蒙ライブラリー事業(人権同和对策課) 【再掲】	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・開催実績:2箇所(参加者:44人)	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。 今後も研修会を開催し、同サポーターの増員を図っていく必要がある。	災害時外国人サポーター養成講座の実施
			啓蒙ビデオ・図彙等啓蒙資料の整備・提供	啓蒙資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓蒙資料の整備・提供

III 施策の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
73	推進体制とフォローアップ	人権施策推進事業(人権同和対策課)	人権施策推進基本方針に掲げる施策の進行管理を行うことにより、その実効性を確保し、もって、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	「人権施策推進計画」の進行管理 令和2年度事業の実施状況及び令和3年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。	・人権施策推進協議会において、各分野の有識者から意見をいただき、今後の人権施策推進の参考とした。 ・職場研修推進員に人権施策の概要を理解させた。 ・人権問題に関する県民意識調査結果を人権施策推進基本方針の基礎資料とするとともに、効果的な研修・啓発に役立てる	「人権施策推進計画」の進行管理 令和2年度事業の実施状況及び令和3年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。
74	国や市町村との連携・協力	関係機関との連携(人権同和対策課)	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画  2. 社会人権教育・啓発市町村訪問 ・安来市・吉賀町・浜田市・邑南町・美郷町 ・出雲市・飯南町 ・隠岐の島町・知夫村(9市町村で実施) 新型コロナウイルス感染症予防のため、テレビ会議システムを使用して実施	コロナの影響により協議会の開催機会が減っているが、案内があったものについては参画し情報共有や連携に努めている。  県の人権教育・啓発の施策を周知することができた。また、各市町村の取組の成果や課題を共有し、意見・情報交換を行うことにより、顔の見える関係づくりができた。今後、市町村間の取組の格差や温度差を少なくし、やり甲斐をもって取り組める基盤整備に努めていきたい。	1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画  2. 社会人権教育・啓発市町村との意見交換会 ・松江市・益田市・大田市・江津市・雲南市 ・奥出雲町・川本町・津和野町 ・海士町・西ノ島町(10市町で実施)
75	民間との協働の推進	みんなまで学ぶ人権事業(人権同和対策課)	民間団体への委託による啓発活動の実施	みんなまで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、落語会、ワークショップ等	県民の人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。	みんなまで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 委託団体数:15団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等